

記者発表資料
平成12年9月22日
環境保全局環境監視センター担当
担当課長 鈴木 TEL 671-3445

—平成11年度の水質，騒音等の 環境状況について—

このたび，平成11年度の市内の水質，地盤沈下，騒音・振動の状況がまとまりましたので，その概要をお知らせします。

1 水質

(1) 公共用水域（資料1 平成11年度公共用水域の水質状況について）

河川及び海域の公共用水域の水質測定は，水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質測定計画により，河川21地点（測定の分担 横浜市：11，建設省：8，神奈川県：2），海域7地点（全て横浜市で測定）の計28の定点で実施したほか，市独自の調査として各河川の上流域や支川等（中小河川）の27地点でも実施しました。

項目によりバラツキはありますが，全般的にみてここ数年は横ばい傾向にあります。長期的には改善傾向にあります。

○人の健康に係るカドミウム，シアン等の「健康項目」については，平成11年度に新たに追加されたほう素を除き，長期間に亘り環境基準に適合している。

（ほう素は河川11地点のうち1地点で環境基準に不適合でしたが，これは海水由来のものです。）

○河川の有機性汚濁の指標であるBODは21地点のうち18地点（10年度は14地点）で，また，海域の有機性汚濁の指標であるCODは7地点のうち4地点（10年度は3地点）で環境基準に適合している。

○海域の富栄養化の原因である「全窒素」，「全磷」については7地点のうち同一の3地点（10年度は全窒素が2地点，全磷が3地点）で環境基準に適合しています。

(2) 地下水（資料2 平成11年度地下水の水質状況について）

地下水の水質測定は，水質汚濁防止法に基づく地下水質測定計画により，平成10年度から4カ年計画（毎年市域の1/4を調査）で実施しているメッシュ調査（市域を1km四方に区分したメッシュ内の既設井戸）として90地点と，定点井戸16地点のうちの8地点を含めた98地点でカドミウム，トリクロロエチレン等26項目の調査を行いました。

10年度の調査と対象地点は異なりますが，ほぼ同様な傾向を示しています。

○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とシスー1，2-ジクロロエチレンが測定した98地点中97地点で環境基準に適合し，その他の24項目については98地点全地点で環境基準に適合している。

2 地盤沈下（資料3 平成11年度地盤沈下の状況について）

地盤沈下の状況を把握するため、主に軟弱地盤である沖積低地を対象地域として、毎年精密水準測量を実施しています。平成11年度は、515地点（10年度は520地点）で測定しました。

- 1cm以上の沈下があった地点数は、19地点、沈下面積は、2.63km²でした。（10年度はそれぞれ4地点、0.21km²）
- 2cm以上の沈下は、前年同様ありませんでした。

3 交通騒音・振動（資料4 平成11年度交通騒音・振動の状況について）

(1) 道路の騒音・振動

騒音の定点測定は24地点、調査依頼による測定は、騒音を18地点、振動を27地点で行いました。

定点の騒音は、経年的にはほぼ同レベルで推移しています。

- 騒音については定点24地点のうち5地点が、また、調査依頼18地点のうち7地点が環境基準に適合し、道路管理者等に意見を述べる「要請限度」以下がそれぞれ9地点、13地点となっています。
- 振動については27地点すべてが、要請限度以下となっています。

(2) 鉄道の騒音・振動

新幹線の定点測定は、8測線3地点（1測線あたり12.5m、25m、50mの3地点）で行いました。

騒音、振動ともに経年的には、ほぼ同レベルで推移しています。

- 騒音については、12地点（50%）が環境基準に適合しています。
- 振動については、全地点で環境庁指針値に適合しています。

(3) 航空機騒音

厚木基地に近接する市内3地点（緑区長津田小学校、瀬谷区相沢小学校、泉区東中田小学校）で常時測定を行っています。

経年的には、ほぼ同レベルで推移しています。

- 3地点の年間最高値が60WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）で、航空機騒音に係る環境基準値70WECPNLに適合しています。

*航空機騒音に係る環境基準 70 WECPNL（本市域には適用されていない）

(連絡先)

1 水質	環境監視センター担当	担当課長	鈴木	671-3445
2 地盤沈下	水質地盤課	課長	橘	671-4104
3 交通騒音・振動	環境監視センター担当	担当課長	鈴木	671-3445
	交通環境対策課	課長	森	671-3825

【 資 料 】

資料1	平成11年度公共用水域の水質の状況について	1頁
資料2	平成11年度地下水の水質状況について	18頁
資料3	平成11年度地盤沈下の状況について	22頁
資料4	平成11年度交通騒音・振動の状況について	27頁

平成11年度公共用水域の水質状況について

市域における河川及び海域の公共用水域の水質測定は、水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県知事が定める公共用水域水質測定計画（以下「測定計画」という）により、市（一部を国，県が分担）が昭和46年10月から実施しています。さらに，河川については，市独自で測定計画の補足調査（以下「市計画」という）を昭和60年度から中小河川調査として実施しています。

平成11年度の測定概要は次のとおりです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成11年4月～平成12年3月

(2) 測定地点数（3頁，図－1）

測定計画・・・河川21地点，海域7地点の計28地点

市計画・・・河川27地点（測定計画河川の上流域や支川等）
の河川合計48地点，海域7地点の全55地点

(3) 測定項目

測定計画・・・健康項目26，生活環境項目9，その他項目28の計63項目

市計画・・・生活環境項目3項目

(4) 測定回数

測定計画・・・年12回（各月1回）

市計画・・・年4回

2 平成11年度の測定結果

(1) 健康項目

人の健康に係るカドミウム，全シアン等の有害物質26項目については，全シアンは最高値で，その他の項目は年平均値で評価することとされていますが，平成11年度は，新たに指定されたほう素を除き，全地点で環境基準を達成しました。

（4頁，表－1）

(2) 生活環境項目

生活環境項目については，河川で延べ4,164検体，海域で延べ300検体の調査を実施しましたが，環境基準値以下の検体の割合は，河川で97%，海域で96%でした。

（5頁，表－2）

このうち，有機性汚濁の代表的な指標であるBOD（河川），COD（海域）が75%値評価*による環境基準に適合した地点は，河川で21地点のうち18地点（86%，10年度は14地点で67%），海域では7地点のうち4地点（57%，10年度は3地点で43%）となっており，いずれも10年度より増加しました。

（13頁，表－5(3)，5(4)）

*75%値による評価

BOD，CODについては，75%値が環境基準値以下の場合に，環境基準を達成していると評価します。

75%値とは，例えば100個のデータを小さい順に並べた時の75番目のものです。

(3) 全窒素及び全燐

海域の富栄養化の原因となる全窒素及び全燐は、7地点のうち同一の3地点で環境基準に適合しました。また、全窒素は、この3地点を含む6地点で暫定目標に適合しました。

(11頁, 表-4(1))

公共用水域の環境基準, 暫定目標 15~17頁

—参考—

河川別BOD及び海域のCODの状況及び経年変化(年平均値による)

1 主要河川

(1) 鶴見川水系

測定計画に定める鶴見川水系の10地点では、本川5地点のうち3地点、支川5地点のうち全地点でBOD年平均値が環境基準値以下でした。

(6頁, 図-2~3; 12頁, 表-5(1))

一方、市計画測定地点11地点では、全て環境基準値以下でした。

(7頁, 図-4; 14頁, 表-6)

また、経年変化は、測定計画、市計画いずれも長期的に見て改善の傾向にあります。

(2) 境川・柏尾川水系

測定計画に定める境川本川の3地点では、全地点でBOD年平均値が環境基準値以下でした。また、境川支川の柏尾川、・川では、全地点とも環境基準値以下でした。

(7~8頁, 図-5~6; 12頁, 表-5(1))

境川支川等の市計画測定地点7地点では、全て環境基準値以下でした。

(8頁, 図-7; 14頁, 表-6)

また、経年変化は、測定計画地点では改善の傾向が顕著であり、市計画である上流や支川についても、長期的に見て改善の傾向にあります。

(3) 帷子川・大岡川水系

帷子川水系では、測定計画で定める水道橋及び上流の市計画測定地点8地点いずれもBOD年平均値は環境基準値以下でした。

大岡川水系では、測定計画で定める清水橋、市計画測定地点港南橋、いずれも環境基準値以下でした。

また、経年変化は、測定計画、市計画いずれも長期的に見て改善傾向にあります。

(9頁, 図-8; 12頁, 表-5(1); 14頁, 表-6)

2 海域

海域のC類型に指定されている東京湾の鶴見川河口先、横浜港内、磯子沖の3地点では、COD年平均値が2.8~3.9mg/lといずれも環境基準値以下でした。

海域のB類型に指定されている平潟湾内、本牧沖、富岡沖、平潟湾沖4地点では、COD年平均値が2.9~3.2mg/lであり、3地点で環境基準値以下でした。

また、経年的には、C類型、B類型ともに横ばいの状況にあります。

(10頁, 図-10~11; 12頁, 表-5(2); 13頁, 表-5(4))

図1-1 測定地点図

- 公共用水域水質測定計画の測定地点
- ▲ 市計画の測定地点
- 水質常時監視の測定地点

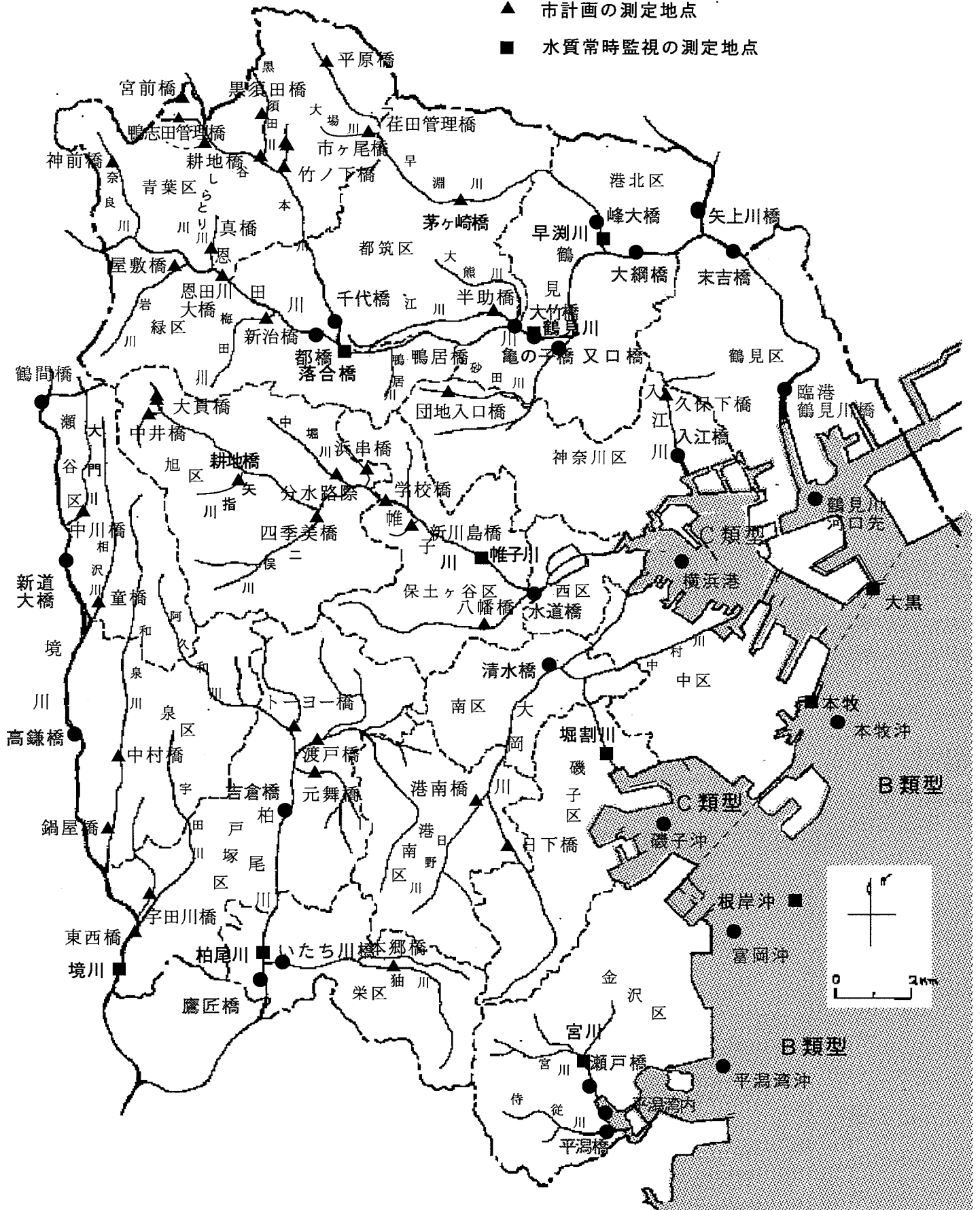


表-1 健康項目の環境基準達成地点数（平成11年度）

水域区分	健康項目	調査地点数	環境基準達成地点数	達成率（％）
河川	1 カドミウム	28	28	100
	2 全シアン	28	28	100
	3 鉛	28	28	100
	4 六価クロム	28	28	100
	5 砒素	28	28	100
	6 総水銀	28	28	100
	7 アルキル水銀	15	15	100
	8 PCB	15	15	100
	9 ジクロロメタン	25	25	100
	10 四塩価炭素	25	25	100
海域	11 1,2-ジクロロエタン	20	20	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	20	20	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	20	20	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	20	20	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	20	20	100
	16 トリクロロエチレン	28	28	100
	17 テトラクロロエチレン	28	28	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	25	25	100
	19 チウラム	25	25	100
	20 シマジン	25	25	100
域	21 チオベンカルブ	25	25	100
	22 ベンゼン	25	25	100
	23 セレン	25	25	100
	24 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	28	28	100
	25 ふっ素	28	28	100
	26 ほう素	11	10	91

*ほう素については、横浜市測定分のみ

表-2 生活環境項目の調査結果 (平成11年度)

水 域	測 定 項 目	調査検体数 (n)			環境基準値適合 検体数 (m)			環境基準値適合率 $m/n \times 100$ (%)		
		測定 計画	市 計画	計	測定 計画	市 計画	計	測定 計画	市 計画	計
河 川	水素イオン濃度 (pH)	960	108	1068	943	91	1034	98	84	97
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	960	108	1068	858	107	965	89	99	90
	溶 存 酸 素 (DO)	960	108	1068	956	108	1064	99	100	99
	浮 遊 物 質 (SS)	960	—	958	957	—	957	99	—	99
	計	3840	324	4164	3714	306	4020	97	94	97
海 域	水素イオン濃度 (pH)	84	—	84	64	—	64	76	—	76
	化学的酸素要求量 (COD)	84	—	84	65	—	65	77	—	77
	溶 存 酸 素 (DO)	84	—	84	79	—	79	94	—	94
	n-ヘキサン 抽 出 物 質	48	—	48	48	—	48	100	—	100
	計	300	—	300	256	—	256	85	—	85
総 計		4140	324	4464	3970	306	4276	96	94	96

基準適合率は小数点以下1桁目を四捨五入した値。ただし、適合率が99%を超え100%未満の場合は全て99%で表示。

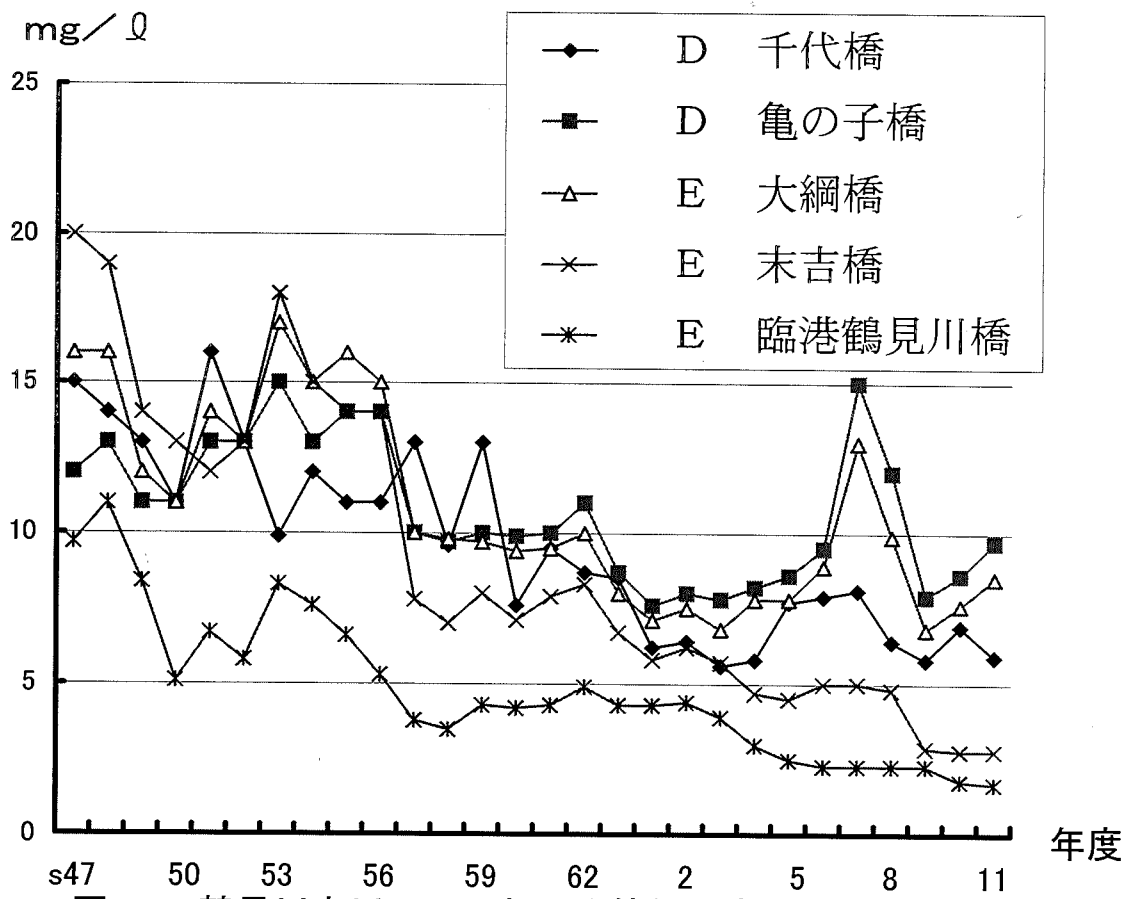


図-2 鶴見川本川のBOD年平均値経年変化

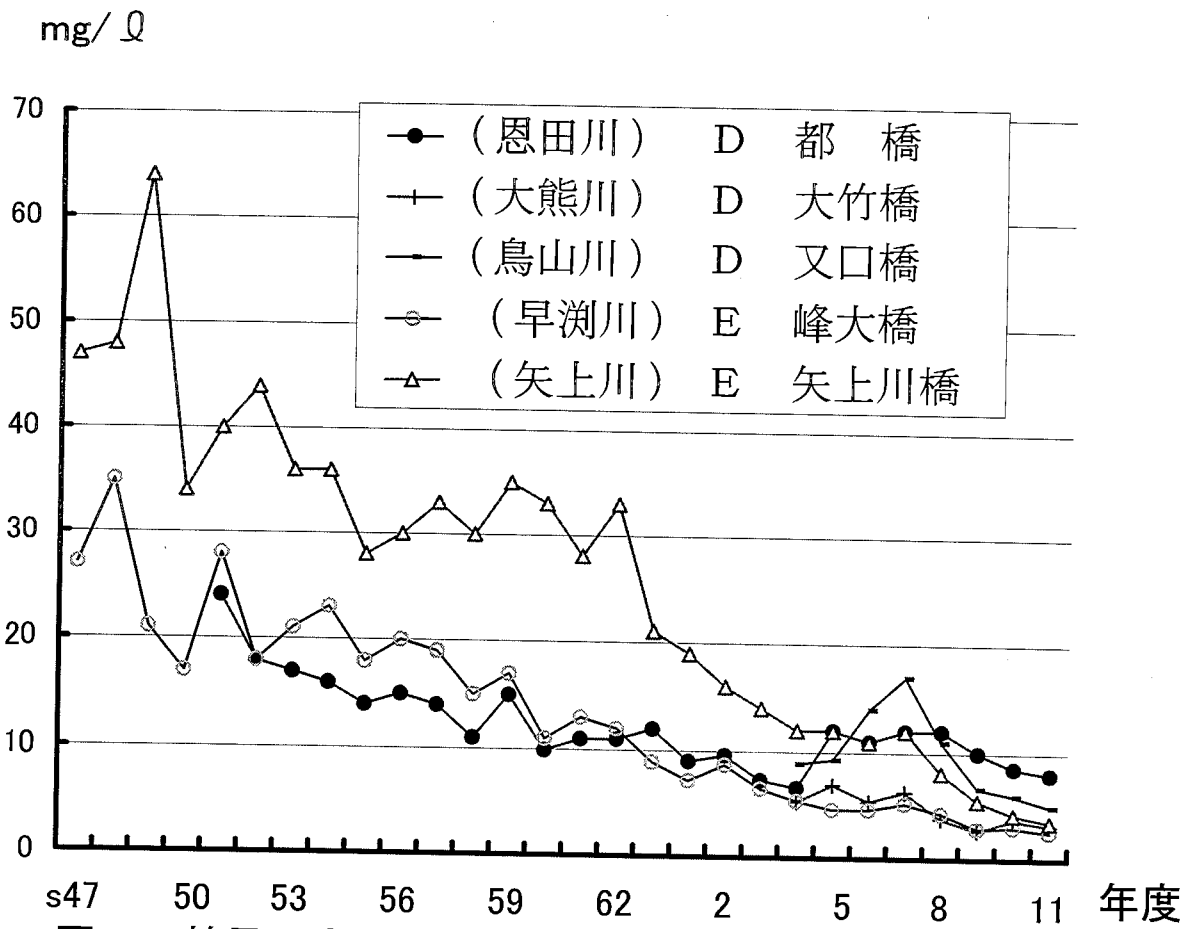


図-3 鶴見川支川のBOD年平均値経年変化

mg/Q

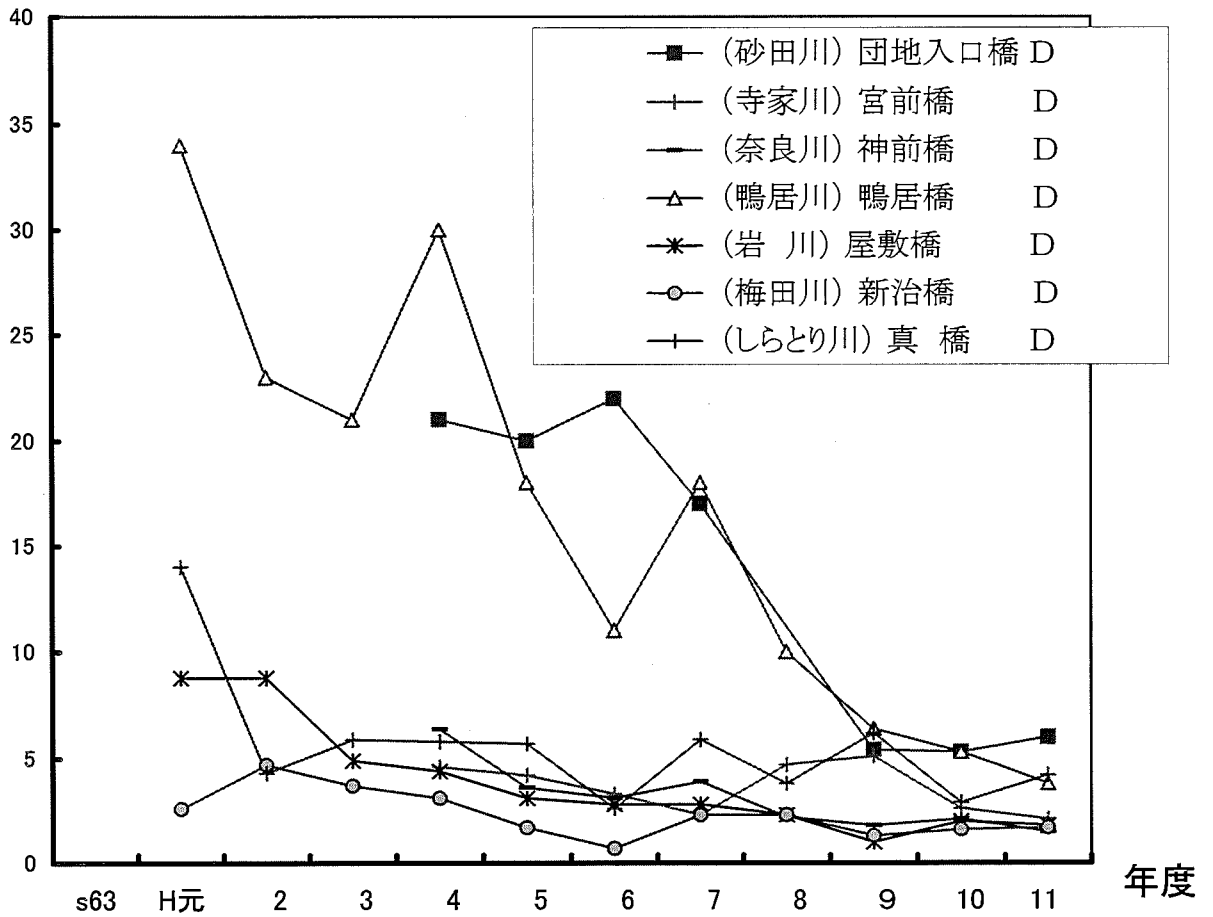


図-4 鶴見川支川のBOD年平均値経年変化(市計画継続7地点)

mg/Q

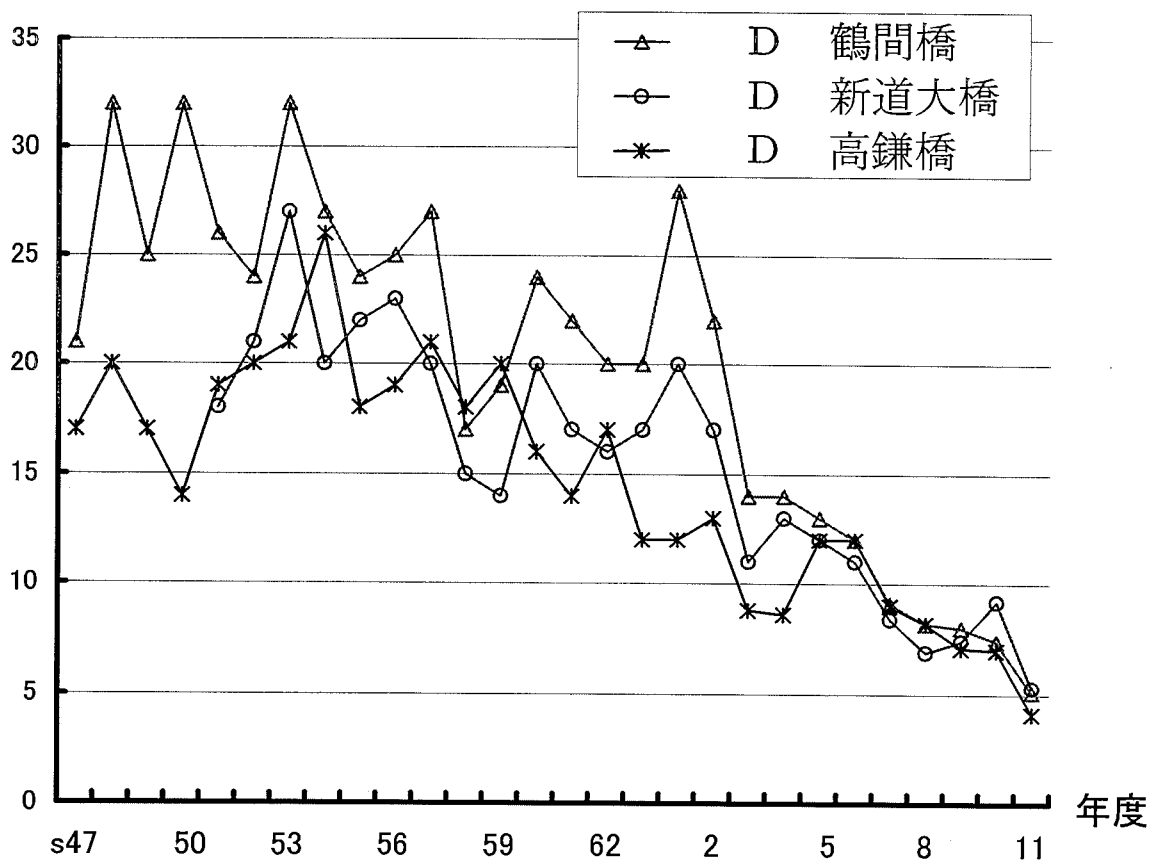


図-5 境川本川のBOD年平均値経年変化

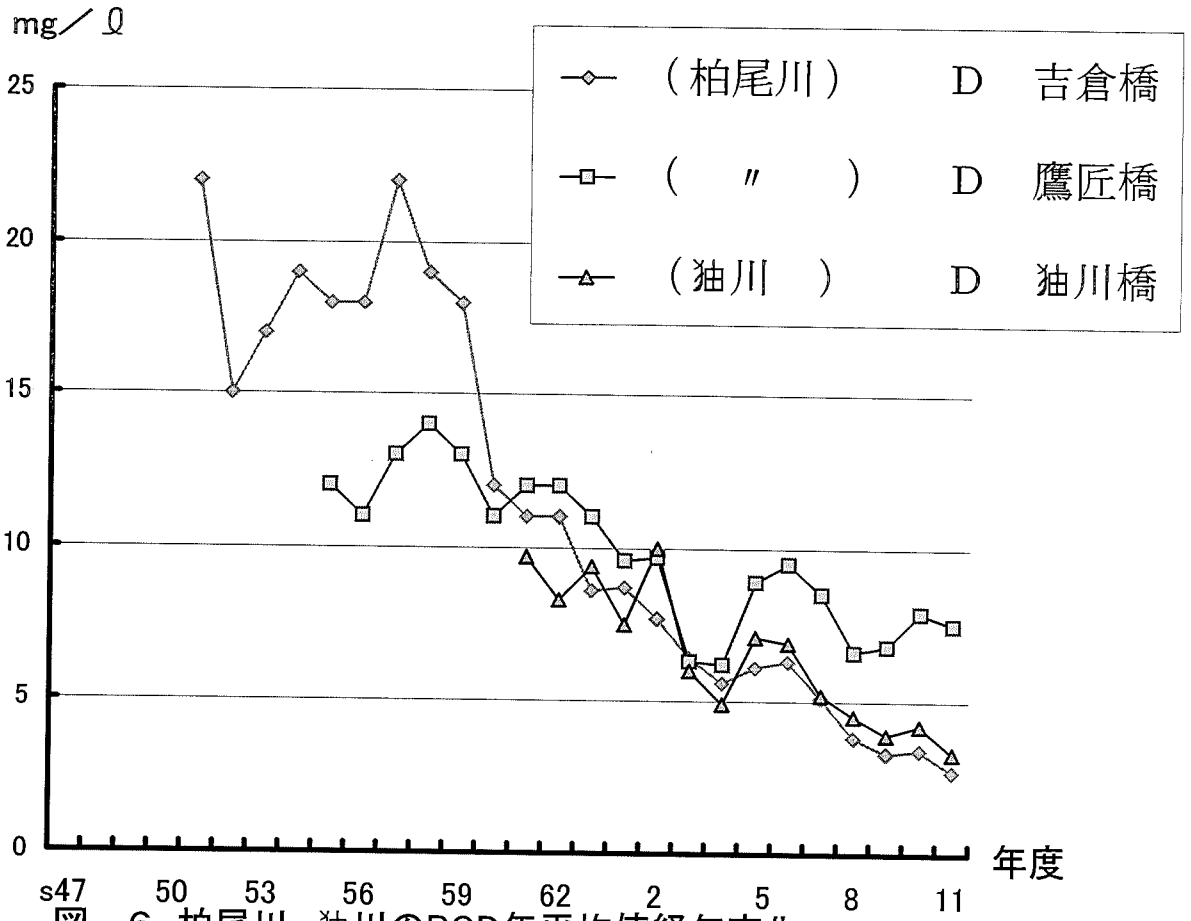


図-6 柏尾川、狹川のBOD年平均値経年変化

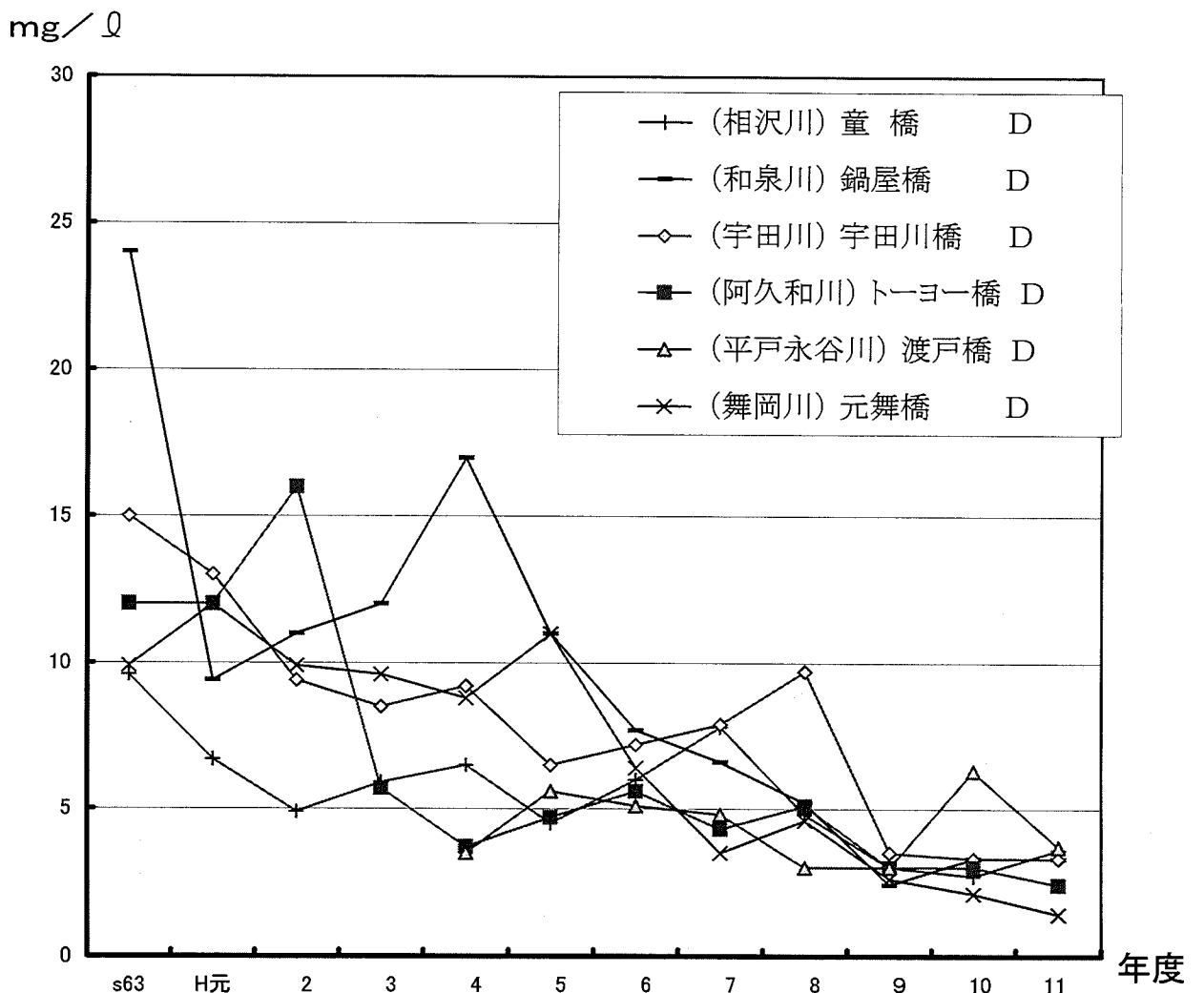


図-7 境川支川BOD年平均値経年変化(市継続6地点)

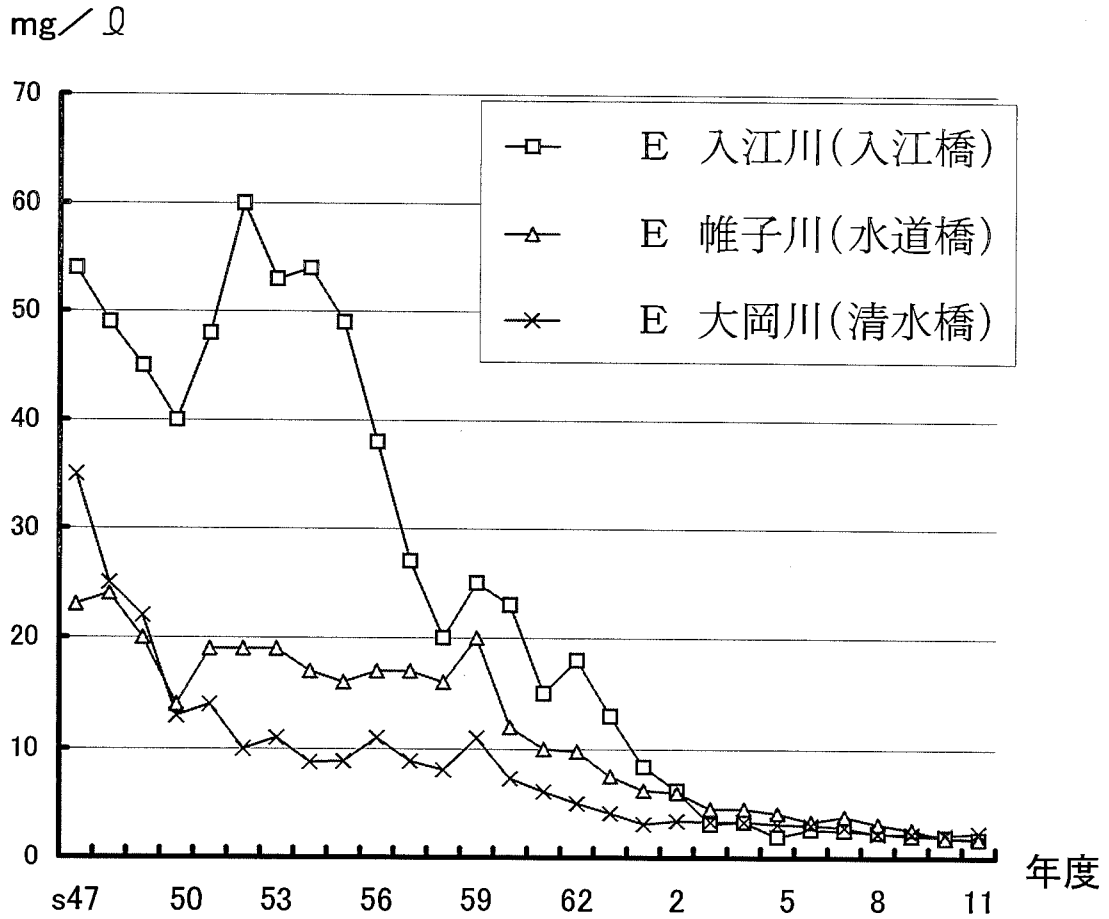


図-8 入江川、帷子川、大岡川のBOD年平均値経年変化

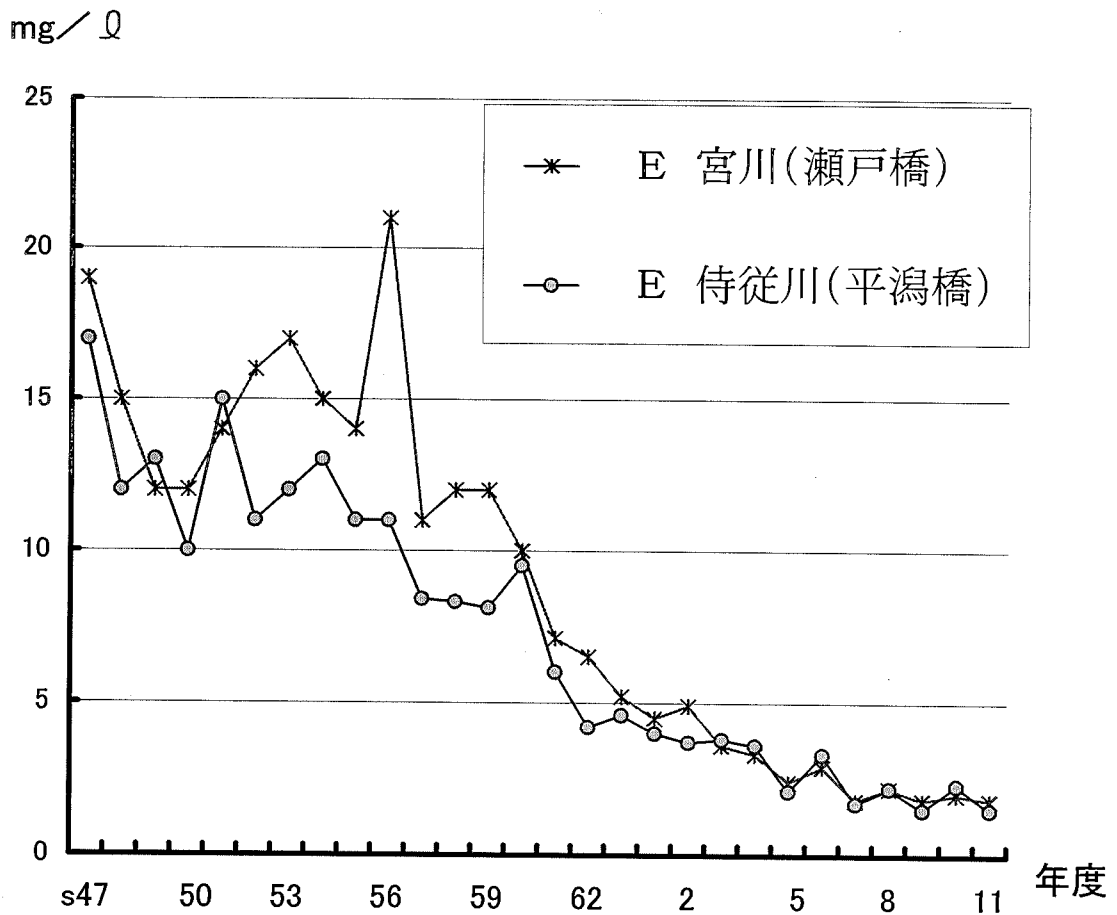


図-9 宮川、侍従川のBODの年平均値経年変化

mg/Q

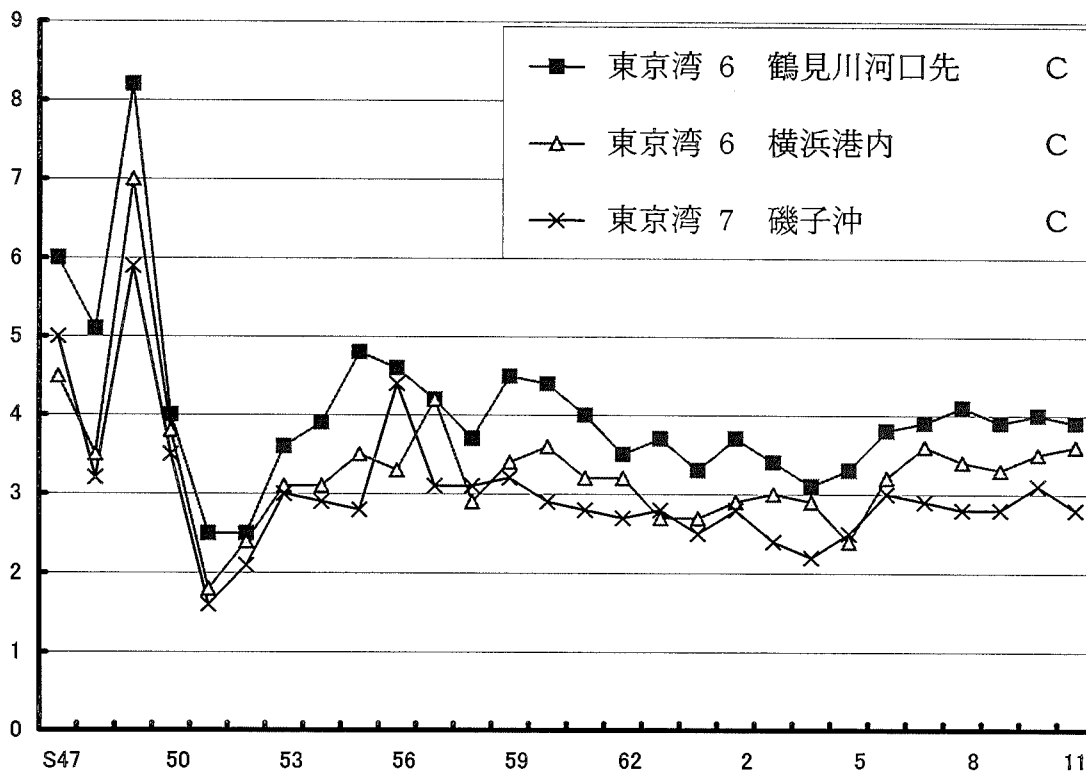


図-10 東京湾(6)(7)水域(C類型)のCOD年平均値経年変化

mg/Q

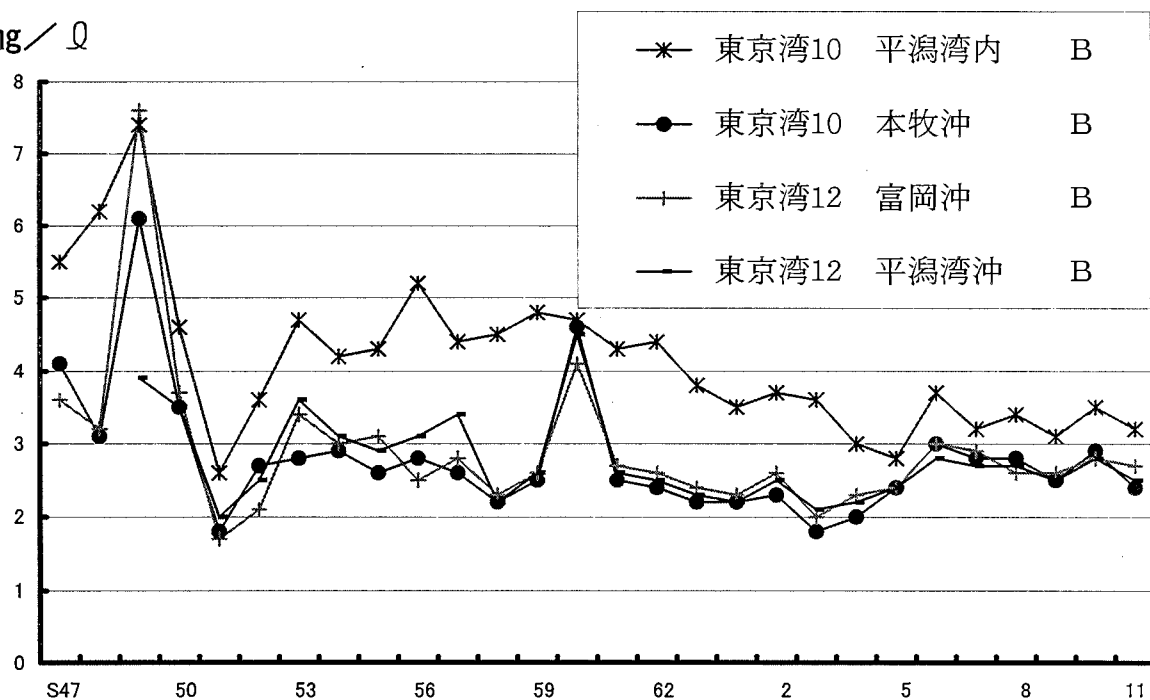


図-11 東京湾(10)(12)水域B類型のCOD年平均値経年変化

表一(3) BOD(河川)、COD(海域)の環境基準適合状況の推移
(75%値による評価)

		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
河川	測定地点数	19	19	19	21	21	21	21	21	21	21	21
	適合地点数	10	9	12	14	13	11	11	13	16	14	18
	適合率(%)	53	47	63	67	62	52	52	62	76	67	86
海域	測定地点数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	適合地点数	6	4	6	6	6	3	3	5	6	3	4
	適合率(%)	86	57	86	86	86	43	43	71	86	43	57

表一4(1) 全窒素及び全燐の測定結果 (単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点	11年度		環境基準等	
			全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾(口)	IV	鶴見川河口先	2.7 ×	0.21 ×	環境基準値 1	環境基準値 0.09
		横浜港内	1.3 △	0.12 ×		
		磯子沖	1.0 ○	0.075 ○	暫定目標値 1.4	暫定目標値 0.095
		本牧沖	0.99 ○	0.080 ○		
		富岡沖	0.86 ○	0.063 ○		
東京湾(二)	III	平潟湾内	0.93 △	0.079 ×	環境基準値 0.6	環境基準値 0.05
		平潟湾沖	0.86 △	0.068 ×	暫定目標値 0.97	暫定目標値 0.067

(注) 数値は上層の年間平均値
○: 環境基準値に適合
△: 環境基準値を超えるが暫定目標値に適合
×: 環境基準値, 暫定目標値ともに不適合

表一4(2) 東京湾における全窒素の環境基準適合状況の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
測定地点数	7	7	7	7	7
適合地点数	3	3	3	2	3
適合率(%)	43	43	43	29	43
暫定適合	6	5	6	4	6
暫定適合率(%)	86	71	86	57	86

表一4(3) 東京湾における全燐の環境基準適合状況の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
測定地点数	7	7	7	7	7
適合地点数	3	3	3	3	3
適合率(%)	43	43	43	43	43
暫定適合	3	3	3	3	3
暫定適合率(%)	43	43	43	43	43

H5. 8. 27全窒素, 全燐環境基準告示H5. 10. 1施行
H7. 2. 28全窒素, 全燐水域類型指定, 暫定目標値

表-5 (1) 河川のBOD年平均値の経年変化 (測定計画)

(単位: mg/l)

水域名	測定地点名	類型	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
鶴見川	千代橋	D	6.2	6.4	5.6	5.8	7.7	7.9	8.1	6.4	5.8	6.9	5.9
	亀の子橋	D	7.6	8.0	7.8	8.2	8.6	9.5	15	12.0	7.9	8.6	9.7
	大綱橋	E	7.1	7.5	6.8	7.8	7.8	8.9	13	9.9	6.8	7.6	8.5
	末吉橋	E	5.8	6.2	5.7	4.7	4.5	5.0	5.0	4.8	2.9	2.8	2.8
	臨港鶴見川橋	E	4.3	4.4	3.9	3.0	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	1.8	1.7
(恩田川)	都橋	D	9.0	9.6	7.3	6.6	12	11	12	12	10	8.6	8.0
(大熊川)	大竹橋	D	—	—	—	5.3	6.9	5.4	6.3	3.8	2.7	3.7	3.2
(鳥山川)	又口橋	D	—	—	—	8.9	9.3	14	17	11	6.7	6.0	5.0
(早瀬川)	峰大橋	E	7.2	8.7	6.5	5.4	4.6	4.6	5.2	4.3	2.9	3.0	2.6
(矢上川)	矢上川橋	E	19	16	14	12	12	11	12	8.1	5.5	4.2	3.5
入江川	入江橋	E	8.4	6.2	3.1	3.3	1.9	2.6	2.5	2.3	2.0	1.9	1.7
帷子川	水道橋	E	6.2	6.0	4.5	4.5	4.1	3.3	3.8	3.1	2.6	1.8	1.7
大岡川	清水橋	E	3.1	3.4	3.3	3.3	3.1	3.0	2.8	2.2	2.2	2.1	2.3
宮川	瀬戸橋	E	4.5	4.9	3.6	3.3	2.4	2.9	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8
侍従川	平潟橋	E	4.0	3.7	3.8	3.6	2.1	3.3	1.7	2.2	1.5	2.3	1.5
境川	鶴間橋	D	28	22	14	14	13	12	9.1	8.2	8.0	7.4	5.1
	新道大橋	D	20	17	11	13	12	11	8.4	6.9	7.4	9.2	5.3
	高鎌橋	D	12	13	8.8	8.6	12	12	9.0	8.2	7.1	6.7	4.1
(柏尾川)	吉倉橋	D	8.7	7.7	6.4	5.6	6.1	6.3	5.1	3.8	3.3	3.4	2.7
(")	鷹匠橋	D	9.6	9.7	6.3	6.2	8.9	9.5	8.5	6.6	6.8	7.9	7.5
(狹川)	狹川橋	D	7.5	10	6.0	4.9	7.1	6.9	5.2	4.5	3.9	4.2	3.3

表5 (2) 東京湾のCOD年平均値経年変化

水域名	測定地点名	類型	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
東京湾 6	鶴見川河口先	C	3.3	3.7	3.4	3.1	3.3	3.8	3.9	4.1	3.9	4.0	3.9
	横浜港内	C	2.7	2.9	3.0	2.9	2.4	3.2	3.6	3.4	3.3	3.5	3.6
東京湾 7	磯子沖	C	2.5	2.8	2.4	2.2	2.5	3.0	2.9	2.8	2.8	3.1	2.8
東京湾10	平潟湾内	B	3.5	3.7	3.6	3.0	2.8	3.7	3.2	3.4	3.1	3.5	3.2
東京湾12	本牧沖	B	2.2	2.3	1.8	2.0	2.4	3.0	2.8	2.8	2.5	2.9	2.4
	富岡沖	B	2.3	2.6	2.0	2.3	2.4	3.0	2.9	2.6	2.6	2.8	2.7
	平潟湾沖	B	2.2	2.5	2.1	2.2	2.4	2.8	2.7	2.7	2.5	2.8	2.5

表-5 (3) 河川のBOD75%値の推移

(単位:mg/l)

水域名	測定地点名	類型	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
鶴見川	千代橋	D	7.1	7.2	5.9	6.4	8.5	8.5	9.6	8.1	7.2	8.7	6.1
	亀の子橋	D	9.2	9.7	9.1	10	9.4	11	20	15	9.7	11	10
	大綱橋	E	8.3	9	8	11	10	12	18	11	9.6	9.6	10
	末吉橋	E	6.8	7.9	6.6	5.6	5.5	5.6	5.3	5.7	3.5	3	2.9
	臨港鶴見川橋	E	4.5	4.9	4.1	3.4	2.4	2.6	2.6	2.5	2.5	2.1	1.8
	都橋	D	10	10	8.4	7.4	11	13	12	15	11	11	10
	大竹橋	D	—	—	—	5.7	6.7	6.5	8.1	4.3	2.6	4	3.6
	又口橋	D	—	—	—	9.8	10	16	20	13	7.2	7.3	5.4
	峰大橋	E	6.8	11	6.5	6.2	5.7	5.6	5.2	6.1	3.8	3.4	3.1
	矢上川橋	E	22	18	18	12	13	12	14	8.2	6.6	4.6	4.1
入江川	入江橋	E	7.2	5.9	4.4	3	2.1	3.2	2.5	2.3	1.8	1.7	1.7
帷子川	水道橋	E	7.4	6.3	5.1	5	4.6	3.3	4.7	3.2	2.2	1.9	1.8
大岡川	清水橋	E	3.6	3.6	3.7	3.8	4.1	2.8	3.5	2.3	1.9	2.4	2.6
宮川	瀬戸橋	E	5.2	6	4	3.6	2.7	2.8	2	2.5	2	2.2	2.2
侍従川	平潟橋	E	4.1	4.1	5.1	3.8	2.3	2.4	1.9	3	1.8	2.6	1.6
境川	鶴間橋	D	37	27	16	14	15	11	12	10	8.8	8.1	5.2
	新道大橋	D	26	19	12	14	15	12	9.1	9.1	10	12	5.7
	高鎌橋	D	13	12	10	9.4	12	15	12	9.9	8.6	8.2	4.6
柏尾川	吉倉橋	D	8.7	8.8	6.9	6.1	6.5	7.7	5.6	5.1	3.9	3.9	2.7
	鷹匠橋	D	12	11	7.8	7.3	7.1	11	7.6	6.7	7.7	11	8.1
独川	独川橋	D	8.9	12	8.3	4.9	7.8	7.4	7.8	4.9	4.3	5.2	3.6

表-5 (4) 東京湾のCOD75%値の推移

水域名	測定地点名	類型	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
東京湾6	鶴見川河口先	C	4.1	3.8	3.7	3.2	3.9	4.5	4.3	5.3	4.3	4.6	4.7
	横浜港内	C	3.0	3.2	3.5	3.0	2.8	3.5	4.3	4.3	3.4	4.7	4.2
東京湾	磯子沖	C	2.6	3.3	2.7	2.4	3.1	3.2	3.5	3.3	3.0	3.9	3.3
東京湾	平潟湾内	B	3.6	4.6	3.8	3.1	3.4	4.4	3.7	4.0	3.6	4.0	3.8
東京湾	本牧沖	B	2.3	2.5	2.1	2.0	2.6	3.6	3.4	3.2	2.5	3.9	3.0
	富岡沖	B	2.4	3.2	2.4	2.4	2.6	3.6	3.6	3.0	2.8	3.4	3.2
	平潟湾沖	B	2.3	3.2	2.5	2.2	2.5	3.1	3.2	2.8	2.6	3.4	3.1

* 網掛けは、環境基準値を超えた値

表-6 中小河川のBOD年平均値の経年変化（市計画）（単位：mg/l）

水域名(支川)	測定地点名	類型	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
鶴見川	学校橋	D				4.5	6.3	6.4	5.3	4.6	4.6	8.1	
	(砂田川) 団地入口橋	D				21	20	22	17		5.4	5.3	6.0
	(江川) 半助橋	D	9.4	4.3	3.2	4.1	3.2	2.5	5.3	3.7	1.5		
	(黒須田川) 黒須田橋	D				2.5	5.6	2.1	5.1	2.4	2.3	2.8	3.7
	(黒須田川) 耕地橋	D										2.2	1.9
	(布川) 荏田管理橋	D										3.0	2.3
	(寺家川) 宮前橋	D				4.6	4.2	3.3	2.3	4.7	5.1	2.6	2.1
	(鴨志田川) いなり橋	D										3.5	2.6
	(奈良川) 神前橋	D				6.4	3.6	3.1	3.9	2.2	1.8	2.1	1.5
	(大場川) 市ヶ尾橋	D	13	19	10	5.7	7.0	6.3	2.6	3.3	2.3		
	(大場川) 竹の下橋	D										2.3	1.2
	(鴨居川) 鴨居橋	D	34	23	21	30	18	11	18	10	6.4	5.3	3.8
	(恩田川) 恩田川大橋	D				5.2	8.5	8.8	12	12	6.4	11	21
	(岩川) 屋敷橋	D	8.8	8.8	4.9	4.4	3.1	2.8	2.8	2.3	1.0	2.0	1.8
	(梅田川) 新治橋	D	2.6	4.7	3.7	3.1	1.7	0.7	2.3	2.3	1.3	1.6	1.7
	(しらとり川) 真橋	D	14	4.3	5.9	5.8	5.7	2.6	5.9	3.8	6.2	2.9	4.2
	(早渕川) 平原橋	E				6.8	8.7	5.2	5.3	5.0	2.3		
(早渕川) 茅ヶ崎橋	E				3.4	3.1	3.8	3.4	1.8	2.1	2.3	4.9	
入江川	久保下橋	E				22	25	28		7.3	18	3.6	4.1
帷子川	大貫橋	E				7.5	9.6	9.7	18	5.0	4.8	6.7	14
	学校橋	E				5.1	6.2	3.9	9.4	5.5	3.6	2.4	2.9
	中井橋	E										7.8	5.2
	(矢指川) 耕地橋	E										4.0	3.2
	(今井川) 八幡橋	E				6.1	7.5	3.8	6.5	4.0	1.9	2.5	3.2
	(中堀川) 浜串橋	E	38	15	8.9	8.6	11	7.0	9.9	6.2	5.1	5.4	6.8
	(二俣川) 四季美橋	E	32	21	11	23	14	18	11	9.5	5.0	5.8	4.9
	(新井川) 分水路際	E										8.3	6.1
	(くぬぎだい川) 原下橋	E										4.1	2.3
(菅田川) 新川島橋	E										3.4	4.2	
大岡川	日下橋	E	10	4.0	3.6	4.6	3.9	4.7	4.2	2.8	2.1		
	(日野川) 港南橋	E										2.4	2.1
境川	東西橋	D				7.5	7.8	6.8	7.0	6.6	3.3	7.1	8.4
	(大門川) 中川橋	D										4.4	4.2
	(相沢川) 童橋	D	6.7	4.9	5.9	6.5	4.5	6.0	7.8	4.8	3.0	2.7	3.6
	(和泉川) 中村橋	D			17	11	13	7.8	8.2	5.4	4.3		
	(和泉川) 鍋屋橋	D	9.4	11	12	17	11	7.7	6.6	5.2	2.4	3.3	3.3
	(宇田川) 宇田川橋	D	13	9.4	8.5	9.2	6.5	7.2	7.9	9.7	3.5	3.3	3.3
	(阿久和川) トーヨー橋	D	12	16	5.7	3.7	4.7	5.6	4.3	5.1	3.0	3.0	2.4
	(平戸永谷川) 渡戸橋	D				3.5	5.6	5.1	4.8	3.0	3.0	6.3	3.7
	(舞岡川) 元舞橋	D	12	9.9	9.6	8.8	11	6.4	3.5	4.6	2.6	2.1	1.4
	(狹川) 本郷橋	D			1.7	1.3	1.3	3.2	2.1	1.8	1.2		

は、水環境評価地点調査結果による参考値

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準値 単位:mg/l	項目	環境基準値 単位:mg/l
カドミウム	0.01以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエタン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	ほう素	1以下

基準値は、年間平均値とする。ただし全シアンは、最高値とする
全公共用水域及び全地下水を対象とする。
達成期間:直ちに達成,維持すること。

生活環境に関する環境基準

河川	項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	容存酸素量 (DO)	大腸菌群数
D	工業用水 2級	農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	————
	E						

市内の河川は、鶴見川の鳥山川合流点より上流及び境川全域が、D類型で他の河川はE類型。
達成期間:可及的速やかに達成すること。

海域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (BOD)	容存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキササン抽出物質
B	水産 2級	工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	————	検出されないこと
	C						

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準(抜粋)

類 型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅳ	水産3種, 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

* 基準値は上層の年平均値とする。

* 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

* 水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

* 水産3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

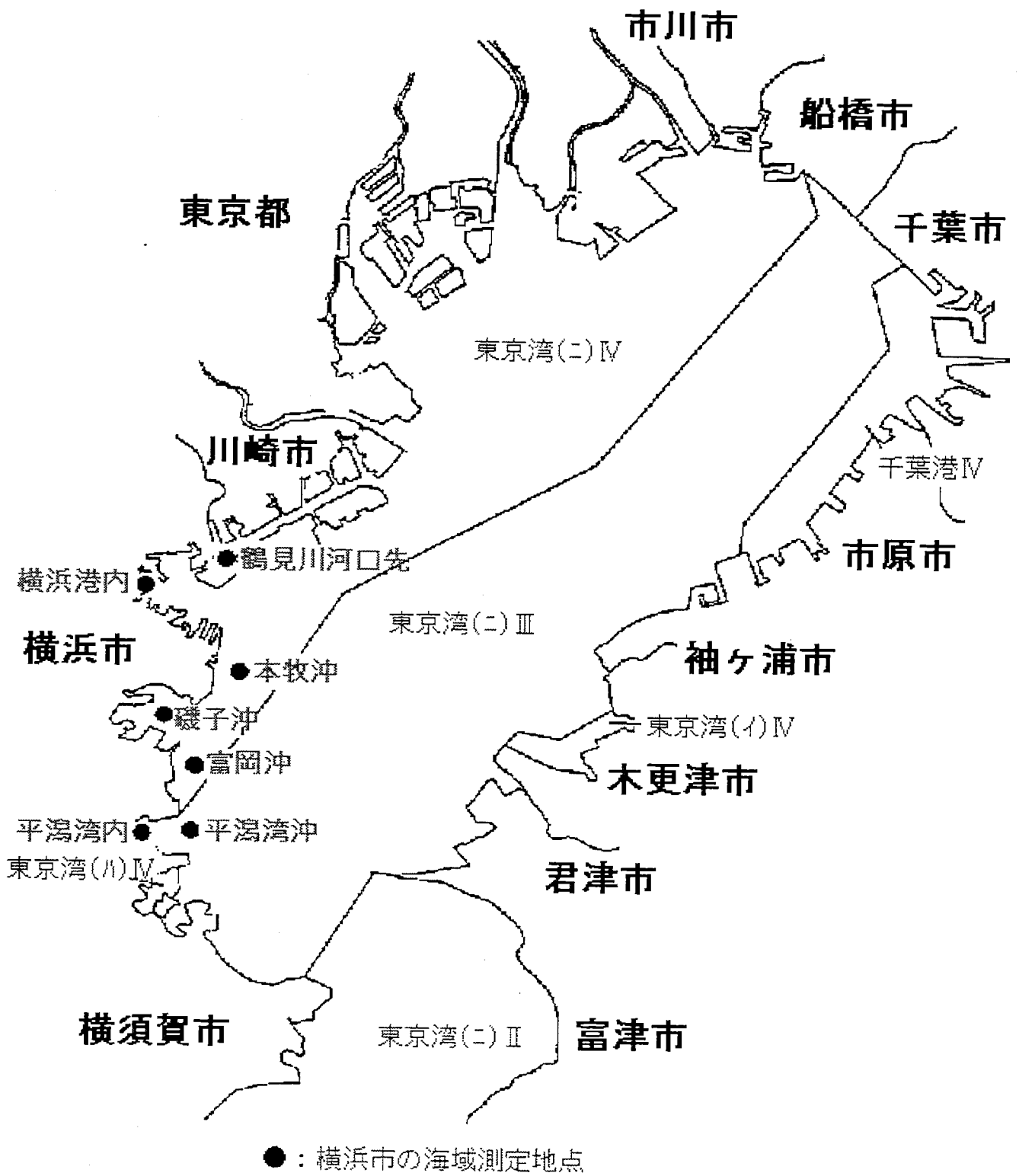
* 生物生息環境保全：年間を通して底生成物が生息できる限度

全窒素、全燐の暫定目標

公共用水域が該当する全窒素、全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定(抜粋)

水域名	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成11年)
東京湾(ロ)	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.4mg/l以下 全燐 0.095mg/l以下
東京湾(ニ)	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.97mg/l以下 全燐 0.067mg/l以下

(注) 該当類型については、次の表に示される海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型に対応



全窒素、全磷に係る環境基準の水域区分

平成 11 年度地下水の水質状況について

市域における地下水の水質測定は、水質汚濁防止法第 16 条にの規程に基づき神奈川県知事が定める地下水質測定計画（以下「測定計画」という）により実施しています。

平成 11 年度は、「測定計画」に基づくメッシュ調査（市域を 1 Km 四方に区分）、定点調査（継続調査）、定期モニタリング調査及び市独自のクロロホルム調査を実施しました。

平成 11 年度のメッシュ調査は市域の中央部と南部を中心とした 90 地点で、カドミウム、トリクロロエチレン等の環境基準項目 25 項目等の水質調査を行いました。

平成 11 年度の測定結果は、次のとおりです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成 11 年 10 月

(2) 測定地点

メッシュ調査：90 地点 定点調査：8 地点 定期モニタリング調査：2 地点

(3) 測定項目

環境基準項目（カドミウム、トリクロロエチレン等）25 項目*

その他の項目（フェノール類）1 項目

一般項目（pH、水温等）5 項目

市独自調査項目（クロロホルム）1 項目 計 32 項目

〔 環境基準項目 25 項目：環境基準項目は 26 項目ですが、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に調査することとしたため 1 項目少ない。〕

(4) 測定回数

1 回

2 測定結果の概要

<メッシュ調査：90 地点>

1,1-ジクロロエチレンが 1 地点、1,1,1-トリクロロエタンが 4 地点、トリクロロエチレンが 1 地点、テトラクロロエチレンが 2 地点、セレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 22 地点、ふっ素が 1 地点、ほう素が 11 地点で検出されましたが、このうち環境基準を超えたのは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点でした。

< 定点調査：8 地点 >

鉛が1地点，砒素が1地点，シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点，ベンゼンが1地点，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点，ふっ素が1地点，ほう素が3地点で検出されましたが，このうち環境基準を超えたのはシス-1,2-ジクロロエチレンが1地点でした。

< 定期モニタリング調査：2 地点 >

シス-1,2-ジクロロエチレン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレンについて調査を行った結果，トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが各1地点で環境基準を超えていました。

また，市独自調査としてメッシュ調査，定点調査と同じ地点でクロロホルムについて調査を行った結果，メッシュ調査の2地点で検出されましたが指針値以下でした。

測定計画に基づく地下水質調査結果（概況調査）及び市独自調査結果

（平成11年度）

	調査項目	メッシュ調査			定点調査			基準値 (mg/L)
		検体数	検出検体数	基準超過 検体数	検体数	検出検体数	基準超過 検体数	
環境 基準 項目	カドミウム	23	0	0	8	0	0	0.01 以下
	全シアン	23	0	0	8	0	0	検出されないこと
	鉛	23	0	0	8	1	0	0.01 以下
	六価クロム	23	0	0	8	0	0	0.05 以下
	砒素	23	0	0	8	1	0	0.01 以下
	総水銀	23	0	0	8	0	0	0.0005 以下
	アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	検出されないこと
	PCB	23	0	0	8	0	0	検出されないこと
	ジクロロメタン	90	0	0	8	0	0	0.02 以下
	四塩化炭素	90	0	0	8	0	0	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	90	0	0	8	0	0	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	90	1	0	8	0	0	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	90	0	0	8	1	1	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	90	4	0	8	0	0	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	90	0	0	8	0	0	0.006 以下
	トリクロロエチレン	90	1	0	8	0	0	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	90	2	0	8	0	0	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロパン	90	0	0	8	0	0	0.002 以下
	チウラム	23	0	0	8	0	0	0.006 以下
	シマジン	23	0	0	8	0	0	0.003 以下
チオベンカルブ	23	0	0	8	0	0	0.02 以下	
ベンゼン	90	0	0	8	1	0	0.01 以下	
セレン	23	1	0	8	0	0	0.01 以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	23	22	1	8	4	0	10以下	
ふっ素	23	1	0	8	1	0	0.8以下	
ほう素	23	11	0	8	3	0	1以下	
他	フェノール類	23	0	0	8	0	0	0.005以下
市	クロロホルム	90	2	0	8	0	0	0.006以下
	pH	90	0	0	8	0	0	5.8~8.7

検出検体数は基準超過検体数を含む。

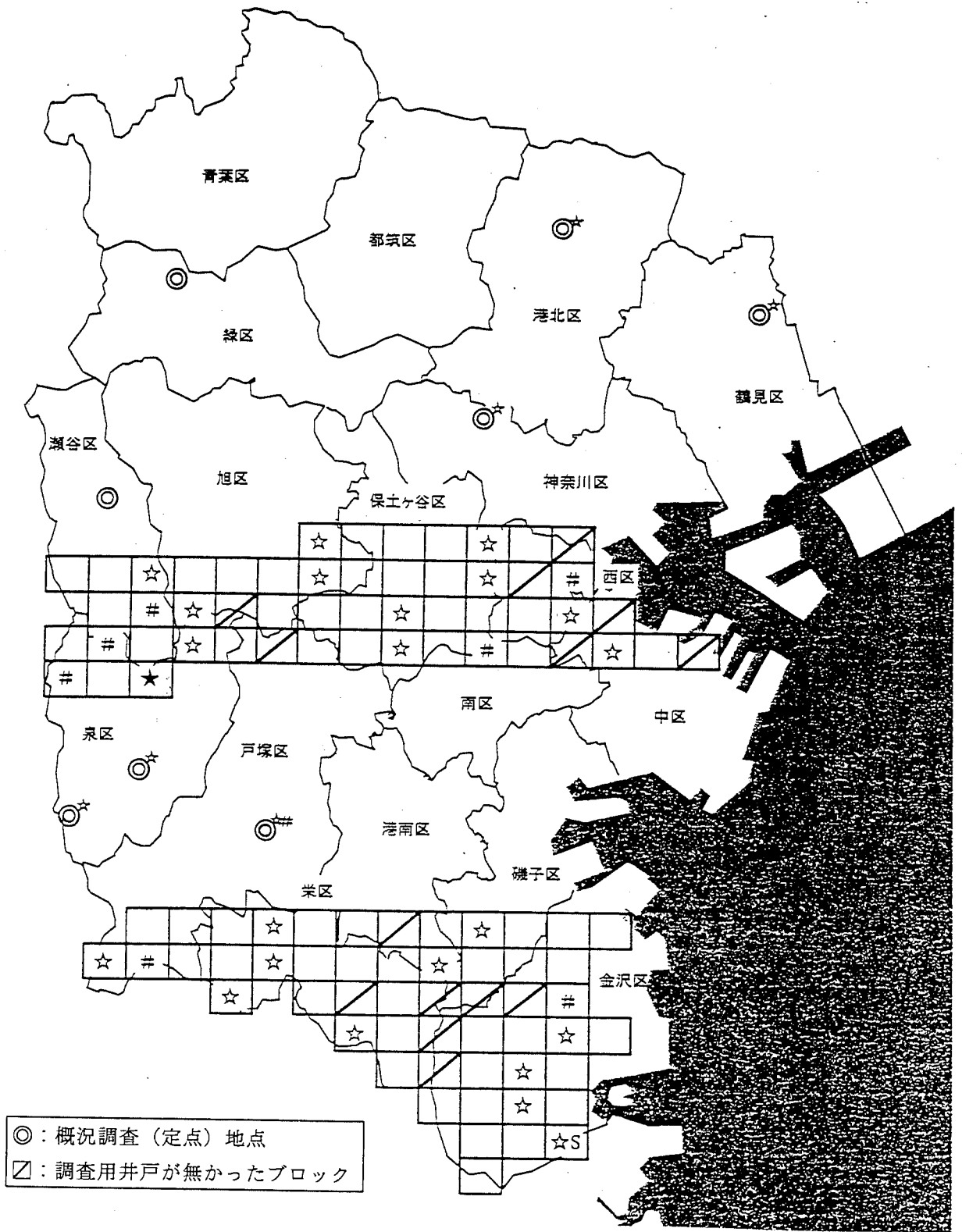
基準：環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

フェノール類及びpH：水道法第4条に基づく水質基準値

クロロホルム：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成11年2月21日環境庁水質保全局長通知）」に定める指針値

環境基準を超えていた地点とその結果

地 点	項 目	測定結果
泉区 新橋町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16mg/L
戸塚区上倉田町	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.086mg/L



◎：概況調査（定点）地点
 ▨：調査用井戸が無かったブロック

☆：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素のいずれかが検出された地点（またはブロック）
 ★：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されたブロック
 #：有機塩素系化合物が検出された地点（またはブロック）
 S：セレンが検出されたブロック

地下水質調査結果図

平成 1 1 年度地盤沈下の状況について

1 平成 1 1 年度 横浜市内の地盤沈下状況

(1) 調査方法

市内の地盤沈下状況を把握するため、毎年一回定期的に精密水準測量を行っております。

主に軟弱地盤である沖積低地を対象地域とし、平成 1 1 年度は 5 1 5 の観測地点、測量延長 4 9 4 km の調査を実施しました。

(2) 調査結果

平成 1 0 年度と標高値が比較できた 5 1 1 の成果地点のうち、1 cm 以上 2 cm 未満沈下したのは 1 9 地点で、2 cm 以上沈下した地点はありませんでした。最大沈下地点は、鶴見区馬場町 3 丁目で、沈下量は 1. 7 8 cm でした。

(2 3 頁, 表 - 1)

また、1 cm 以上 2 cm 未満の沈下面積は、2. 6 3 km² となっています。

(2 4 頁, 表 - 2 ; 2 5 頁, 図 - 1)

2 最近の沈下状況

横浜市内の地盤沈下は、工場・事業場での地下水揚水や都心部での大規模な地下掘削工事等による地下水排除が原因となっています。この対策として、開発が進行するこれらの地域の一部を「横浜市地盤沈下対策指導要綱」で指定し指導を行っています。

最近 5 年間の累積沈下量を図示した 「横浜市地盤沈下 5 年間変動図」 (2 6 頁, 図 - 2) によりますと、柏尾川流域 (栄区金井町, 桂町, 鍛冶ヶ谷 1 丁目) や金沢区福浦町及び都筑区池辺町で、沈下量が 4 cm から 5 cm となっています。

表一1 平成11年度水準測量結果集計
(観測基準日 平成12年1月1日)

種別 区名	観測点数	成果点数	沈下点数	内訳(単位:cm)			年間最大沈下量		
				1.0 未満	2.0 未満 以上	3.0 未満 以上	沈下量	町名	点番号
鶴見	55	55	55	54	1		1.78cm	馬場三丁目	49
神奈川	35	35	29	28	1		1.02cm	白幡上町	144
西	18	18	16	16			0.55cm	平沼一丁目	233
中	29	28	21	21			0.78cm	本牧間門	328
南	15	15	15	15			0.47cm	中里一丁目	715
港南	20	20	20	19	1		1.23cm	上大岡西三丁目	k-3
保土ヶ谷	15	15	10	9	1		1.01cm	釜台町	807
旭	21	21	8	8			0.40cm	西川島町	A-2
磯子	22	21	21	20	1		1.13cm	洋光台六丁目	433
金沢	38	38	37	36	1		1.49cm	富岡東一丁目	I-10833
港北	55	55	55	50	5		1.71cm	小机町	991
緑	19	19	7	7			0.22cm	長津田町	M-39
青葉	37	37	25	25			0.75cm	あざみ野一丁目	M-98
都筑	29	28	20	20			0.76cm	池辺町	M-14
戸塚	33	33	28	28			0.85cm	上倉田町	T-23
栄	33	32	32	25	7		1.32cm	桂町	T-63
泉	20	20	18	17	1		1.66cm	上飯田町	T-3
瀬谷	21	21	18	18			0.98cm	中屋敷一丁目	S-19
計	515	511	435	416	19				

注) 観測点のうち前年と比較できるものを成果点としました。

表-2 沈下量別面積推移表

(單位：K.m²)

沈下量	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1 cm以上	1.16	1.69	1.38	0.31	0.52	9.65	0.09	4.08	0.21	2.63
2 cm以上	0.22	0.04	0.15	0.03		0.03				
3 cm以上			0.01							
4 cm以上										
5 cm以上										
合計	1.38	1.73	1.54	0.34	0.52	9.68	0.09	4.08	0.21	2.63
調査面積	188.00	188.00	188.00	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34	190.34
年間最大沈下量 (cm)	2.9	2.2	3.4	2.9	1.7	2.1	1.4	1.8	1.6	1.8
年間最大沈下地点	磯・新磯子町	磯・新磯子町	磯・新磯子町	絲・白山町	中・楳原公園	瀬・瀬谷六丁目	保・楳原一丁目	節・池辺町	西・平沼二丁目	馬場三丁目

横浜市地盤沈下 (年間) 変動図

自 平成11年1月1日
至 平成12年1月1日

図-1

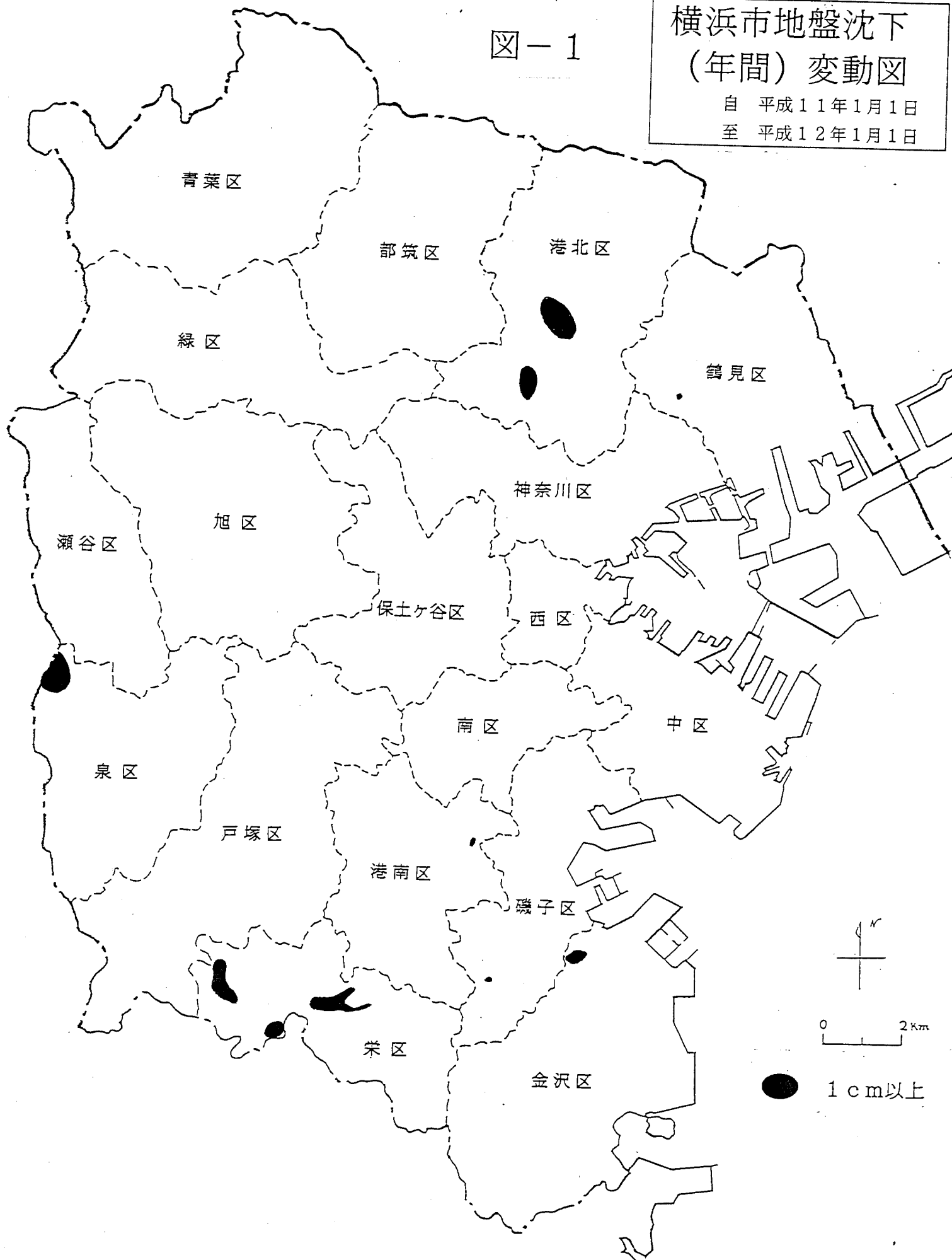
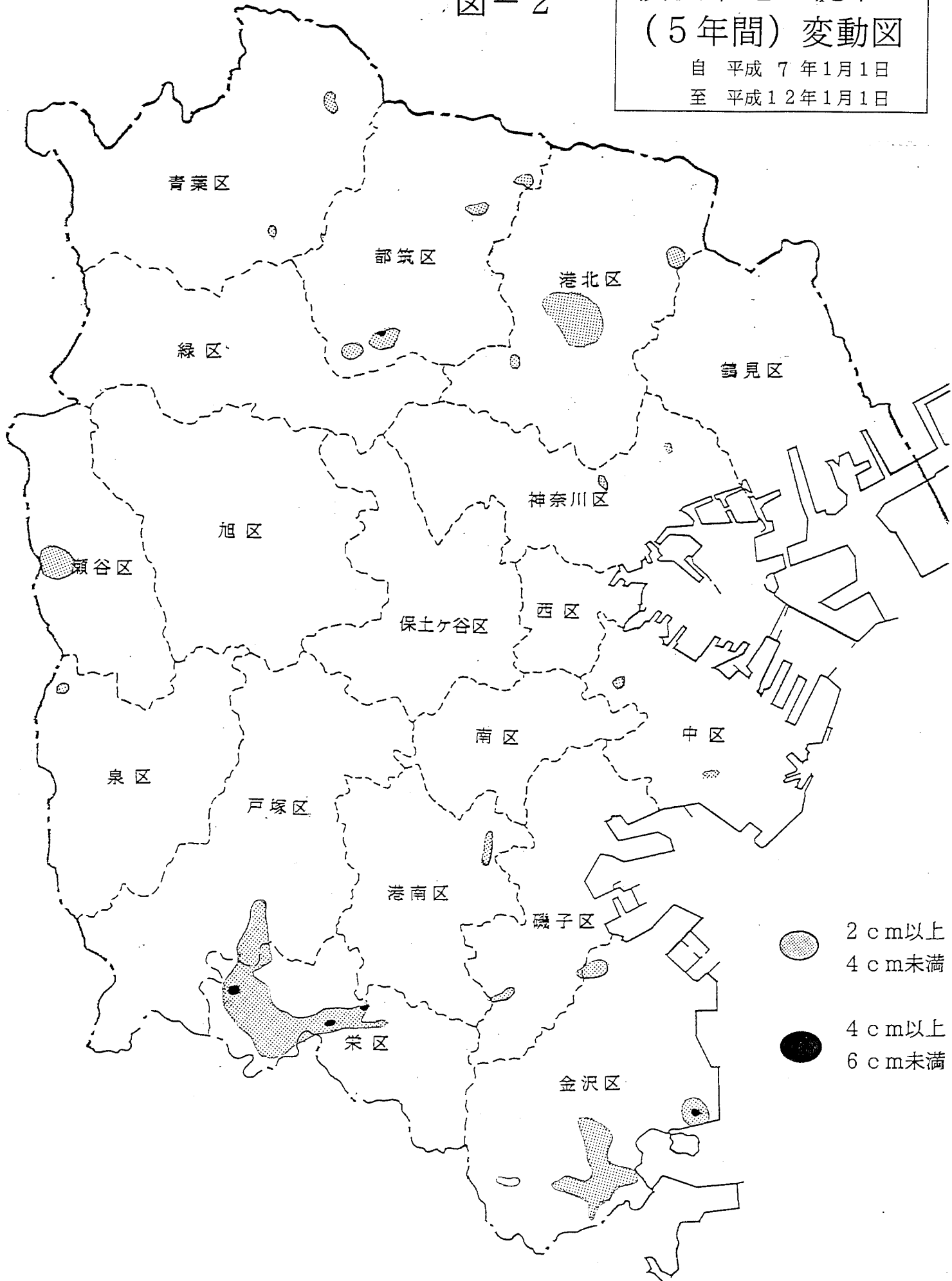


図-2

横浜市地盤沈下
(5年間) 変動図

自 平成 7 年1月1日
至 平成12年1月1日



- 2 cm以上
4 cm未満
- 4 cm以上
6 cm未満

平成 1 1 年度交通騒音・振動の状況について

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線での定点測定や市民からの調査依頼による測定、航空機騒音の常時測定を行っています。

平成 1 1 年度の測定結果は、次のとおりです。

1 道路交通騒音・振動

道路の騒音調査は、定点による測定 2 4 地点、市民からの調査依頼による測定 1 8 地点、合計 4 2 地点で行いました。

その結果、環境基準に適合した地点が 1 2 地点（2 8.6%）、境基準を超えた地点が 3 0 地点（7 1.4%）でした。

また、要請限度以下の地点は 2 2 地点、要請限度を超えた地点は 2 0 地点（4 7.6%）でした。（2 8 頁，表－1；2 9 頁，表－2）

道路の振動調査は、市民からの調査依頼による測定を 2 7 地点で行いましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。（3 0 頁，表－3）

なお、道路騒音に係わる環境基準の改正に伴い、1 1 年度より環境基準の評価手法が中央値（統計値）から等価騒音レベル（物理的な量）に変わりました。（要請限度は中央値のまま）

2 鉄道騒音・振動

新幹線の騒音・振動調査は、定点（市域沿線約 2 k m 間隔）による測定を 2 4 地点（8 測線×3 地点）で行いました。

騒音の環境基準（住居系地域 7 0 d B，商工業系地域 7 5 d B）の適合率は、5 0 %（1 2 地点）でした。（3 1 頁，表－4）

また、振動の指針値（7 0 d B）適合率は、1 0 0 %（2 4 地点）でした。（3 1 頁，表－5）

在来線については環境基準等がありませんが、騒音は市民からの調査依頼により 1 0 地点で測定を行いました。その結果は、6 3～8 8 d B でした。（3 2 頁，表－6）

振動についても市民からの調査依頼により 1 1 地点で測定を行い、その結果は、3 9～6 9 d B でした。（3 1 頁，表－6）

3 航空機騒音

横浜市域は、「航空機騒音に係わる環境基準」が適用されていませんが、昭和 5 3 年 5 月から常時測定を厚木基地に近接する市内 3 地点（緑区長津田小学校，瀬谷区相沢小学校，泉区東中田小学校）で行っています。

測定結果は、加重等価平均感覚騒音レベルが 5 7 から 6 0 で、ほぼ同レベルで推移しています。（3 2 頁，表－7，図－1）

表-1 定点測定場所における道路交通騒音測定結果
(平成11年度)

測定場所	用途 地域	道路名称	測定結果 dB				区分 ※		
			(L _{Aeq})		(中央値)				
			昼間	夜間	朝	昼	夕	夜	
1 鶴見区生麦	商業	国道15号	76	77	74	74	72	69	C
2 旭区都岡町	二種住居	国道16号	72	71	68	68	67	59	C
3 青葉区しらとり台	準住居	国道246号	75	75	75	74	74	73	C
4 保土ヶ谷区峰岡町	一種住居	国道1号	54	51	52	52	52	51	A
5 西区浅間町	商業	横浜生田線	75	73	72	73	72	68	C
6 港南区日野	準工	横浜鎌倉線	72	70	71	70	70	61	B
7 青葉区新石川	一種住居	東名高速道路	64	65	65	63	64	64	A*
8 保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町	一種住居	首都高-狩場線	72	69	70	72	71	68	C
9 磯子区滝頭	近商	国道16号	74	73	71	71	69	66	C
10 金沢区大道	近商	原宿六浦線	72	70	68	69	66	57	B
11 中区新山下	準工	山下本牧磯子線	72	70	70	70	66	61	B
12 神奈川区羽沢町	無指定	第三京浜	69	66	69	69	67	64	C
13 神奈川区三ツ沢中町	近商	国道1号	74	73	73	72	71	70	C
14 戸塚区品濃町	準住居	横浜新道	79	78	78	79	78	76	C
15 保土ヶ谷区今井町	一種住居	保土ヶ谷国道	75	74	75	75	75	73	C
16 磯子区峰町	無指定	横浜横須賀道路	70	65	70	70	67	62	A*
17 港北区樽町	近商	東京丸子横浜線	72	71	68	68	67	60	B
18 都筑区川和町	近商	横浜上麻生線	69	65	61	64	59	48	A
19 瀬谷区瀬谷	二種住居	横浜厚木線	70	69	69	68	68	62	C
20 泉区和泉町	準住居	横浜伊勢原線	70	69	69	67	67	61	C
21 金沢区並木	一種中高	国道357号	61	57	57	57	55	50	B
22 鶴見区下末吉	準工	国道1号	74	71	73	72	70	65	B
23 旭区矢指町	無指定	丸子中山茅ヶ崎線	71	70	69	70	70	66	C
24 金沢区能見台	一種中高	金沢支線	57	52	55	55	52	49	A

※区分 A：環境基準及び要請限度以下の地点

A*：環境基準以下であるが要請限度を超える地点

B：環境基準を超えるが要請限度以下の地点

C：環境基準及び要請限度を超える地点

測定方法：JIS Z-8731「騒音レベル測定方法」の変動騒音（レベルが不規則かつ大幅に変動する連続性のある騒音）の測定方法に基づき実施した。

表-1 定点測定場所における道路交通騒音測定結果
(平成11年度)

測定場所	用途 地域	道路名称	測定結果 dB								区分 ※
			(LAeq)		(中央値)						
			昼間	夜間	朝	昼	夕	夜			
1 鶴見区生麦	商業	国道15号	76	77	74	74	72	69		C	
2 旭区都岡町	二種住居	国道16号	72	71	68	68	67	59		C	
3 青葉区しらとり台	準住居	国道246号	75	75	75	74	74	73		C	
4 保土ヶ谷区峰岡町	一種住居	国道1号	54	51	52	52	52	51		A	
5 西区浅間町	商業	横浜生田線	75	73	72	73	72	68		C	
6 港南区日野	準工	横浜鎌倉線	72	70	71	70	70	61		B	
7 青葉区新石川	一種住居	東名高速道路	64	65	65	63	64	64		A*	
8 保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町	一種住居	首都高-狩場線	72	69	70	72	71	68		C	
9 磯子区滝頭	近商	国道16号	74	73	71	71	69	66		C	
10 金沢区大道	近商	原宿六浦線	72	70	68	69	66	57		B	
11 中区新山下	準工	山下本牧磯子線	72	70	70	70	66	61		B	
12 神奈川区羽沢町	無指定	第三京浜	69	66	69	69	67	64		C	
13 神奈川区三ツ沢中町	近商	国道1号	74	73	73	72	71	70		C	
14 戸塚区品濃町	準住居	横浜新道	79	78	78	79	78	76		C	
15 保土ヶ谷区今井町	一種住居	保土ヶ谷国道	75	74	75	75	75	73		C	
16 磯子区峰町	無指定	横浜横須賀道路	70	65	70	70	67	62		A*	
17 港北区樽町	近商	東京丸子横浜線	72	71	68	68	67	60		B	
18 都筑区川和町	近商	横浜上麻生線	69	65	61	64	59	48		A	
19 瀬谷区瀬谷	二種住居	横浜厚木線	70	69	69	68	68	62		C	
20 泉区和泉町	準住居	横浜伊勢原線	70	69	69	67	67	61		C	
21 金沢区並木	一種中高	国道357号	61	57	57	57	55	50		B	
22 鶴見区下末吉	準工	国道1号	74	71	73	72	70	65		B	
23 旭区矢指町	無指定	丸子中山茅ヶ崎線	71	70	69	70	70	66		C	
24 金沢区能見台	一種中高	金沢支線	57	52	55	55	52	49		A	

※区分 A：環境基準及び要請限度以下の地点

A*：環境基準以下であるが要請限度を超える地点

B：環境基準を超えるが要請限度以下の地点

C：環境基準及び要請限度を超える地点

測定方法：JIS Z-8731「騒音レベル測定方法」の変動騒音（レベルが不規則かつ大幅に変動する連続性のある騒音）の測定方法に基づき実施した。

表-2 調査依頼による道路交通騒音測定結果

(平成11年度)

測定場所	用途地域	道路名称	車線数	測定結果 dB				区分※		
				(LAeq)		(中央値) L ₅₀				
				昼間	夜間	朝	昼	夕	夜	
1 旭区上川井町	準 工	保土ヶ谷国道	6	78	77 ‡	76	75	74	72	C
2 神奈川区三枚町	一種住居	第三京浜 (R-466)	6	75	72 ‡	74	74	73	70	C
3 戸塚区上矢部町	準 工	横浜新道 (R-1)	4	74	72 ‡	72	72	72	70	C
4 鶴見区岸谷3丁目	近 商	国道1号	6	69	67 ‡	66	66	65	57	B
5 中区本牧間門	一種低専	国道357号	4	53	50 ‡	44	47	43	42	A
6 中区根岸町2丁目	準 住 居	山下本牧磯子線	5	78	76 ‡	75	75	74	70	C
7 港北区篠原西町	一種住居	鶴見三ツ沢線	2	70	69	62	65	64	54	B
8 港南区日野南6丁目	一種住居	環状3号線	3	68	64	61	65	64	49	B
9 栄区小山台1丁目	一種住居	環状3号線	2	74	73	71	71	69	66	C
10 神奈川区羽沢町	一種住居	環状2号線	5	64	63 ‡	60	60	59	55	A
11 神奈川区羽沢町	一種住居	環状2号線	6	59	58 ‡	56	57	56	51	A
12 保土ヶ谷区今井町	無 指 定	環状2号線	5	58	51 ‡	51	52	49	45	A
13 港南区笹下5丁目	一種住居	環状2号線	5	64	62 ‡	58	59	58	55	A
14 戸塚区平戸町	準 住 居	環状2号線	9	66	65 ‡	64	64	64	59	A
15 都筑区池辺町	二種住居	市 道	6	68	62 ‡	58	62	60	48	A
16 緑区東本郷2丁目	一種低専	市 道	2	68	64	55	60	60	44	B
17 青葉区桂台1丁目	二種中高	市 道	2	71	70	59	67	65	53	B
18 泉区岡津町	無 指 定	市 道	2	67	61	53	57	55	49	B

※ 区分 A : 環境基準及び要請限度以下の地点

B : 環境基準は超えるが要請限度以下の地点

C : 環境基準及び要請限度を超える地点

測定方法: J I S Z-8731「騒音レベル測定方法」の変動騒音(レベルが不規則かつ大幅に変動する連続性のある騒音)の測定方法に基づき実施した。

‡: 幹線交通を担う道路

表-3 調査依頼による道路交通振動測定結果

(平成11年度)

測定場所	用途地域	道路名称	車線数	測定結果 (L ₁₀) dB		区分 ※
				昼間	夜間	
1 旭区上川井町	無指定	保土ヶ谷国道	10	47		B
2 旭区上川井町	無指定	保土ヶ谷国道	6	50		B
3 旭区上川井町	準工	保土ヶ谷国道	6	48		C
4 鶴見区岸谷3丁目	近商	国道1号	6	47		C
5 鶴見区生麦1丁目	商業	国道15号	4	38		C
6 栄区鍛冶ヶ谷町	準住居	横浜鎌倉線	2	50		B
7 栄区田谷町	無指定	原宿六浦線	2	55		B
8 栄区上郷町	二種住居	原宿六浦線	2	48		B
9 泉区中田南1丁目	準住居	横浜伊勢原線	3	41		C
10 中区根岸町2丁目	準住居	山下本牧磯子線	5	47		B
11 港北区篠原西町	一種住居	鶴見三ツ沢線	2	46		B
12 港南区日野南6丁目	一種住居	環状3号線	3	42		C
13 栄区小山台1丁目	一種住居	環状3号線	2	40		C
14 港南区日野4丁目	準住居	環状2号線	7	46		B
15 港南区笹下5丁目	一種住居	環状2号線	5	42		C
16 南区六ツ川4丁目	二種住居	県一弥生台桜木町線	2	53		B
17 神奈川区新子安1丁目	近商	市道	4	46	39	C
18 神奈川区神大寺2丁目	二種中高	市道	2	49		B
19 保土ヶ谷区川島町	一種中高	市道	2	40		C
20 旭区万騎が原	一種低専	市道	2	54		B
21 港北区綱島東4丁目	準工	市道	2	47		C
22 緑区鴨居7丁目	一種低専	市道	2	42		C
23 緑区北八朔町	一種低専	市道	2	38		C
24 緑区東本郷2丁目	一種低専	市道	2	44		C
25 青葉区新石川3丁目	一種低専	市道	2	45		C
26 栄区本郷台4丁目	一種低専	市道	2	45		C
27 泉区岡津町	無指定	市道	2	49		B

※区分 A: 要請限度と比較して、その差が0~9 dBの地点

B: 要請限度と比較して、その差が10~19 dBの地点

C: 要請限度と比較して、その差が20 dB以上の地点

測定方法: JIS Z 8735「振動レベル測定方法」および振動規制法の規定に基づき、道路端(官民敷地境界線上)で実施した。

表-4 新幹線騒音 環境基準適合状況一覧表

地域 類型	距離 (m)	適合状況				環境基準 (dB)
		適合数 (A)	不適合数	合計 (D)	適合率 (A/D%)	
I	12.5	0	7	7	0	70
	25	3	4	7	42.9	
	50	6	1	7	85.7	
	計	9	12	21	42.9	
II	12.5	1	0	1	100	75
	25	1	0	1	100	
	50	1	0	1	100	
	計	3	0	3	100	

注) I類型：主として住居の用に供される地域

II類型：I類型以外の地域

測定方法の概略：上下線各10本の計20本の列車を測定し、各列車のピーク値のうち、上位半数のパワー平均を算出する。

表-5 新幹線振動 指針値適合状況一覧表

軌道からの 距離 (m)	適合状況				指針値 (dB)
	適合数 (A)	不適合数	合計 (D)	適合率 (A/D%)	
12.5	8	0	8	100	70
25	8	0	8	100	
50	8	0	8	100	
合計	24	0	24	100	

測定方法の概略：上下線各10本の計20本の列車を測定し、各列車のピーク値のうち、上位半数のパワー平均を算出する。

表-6 在来線の苦情等に基づく騒音及び振動の測定結果

番号	鉄道名	測定場所	鉄道構造	騒音レベル(dB)	振動レベル(dB)
1	東海道線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	77	64
2	横須賀線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	87	64
3	根岸線	中区根岸町	盛土	86	68
4	横浜線	緑区いぶき野	盛土	88	69
5	京浜急行線	神奈川区新町	盛土	82	55
6	京浜急行線	南区中里町	盛土	82	47
7	東横線	港北区太尾町	盛土	87	61
8	田園都市線	青葉区荏田北	平坦	81	56
9	相模鉄道線	旭区中希望ヶ丘	盛土	83	59
10	地下鉄1号線	港南区野庭	堀割	63	61
11	地下鉄3号線	西区平沼	隧道	—	39

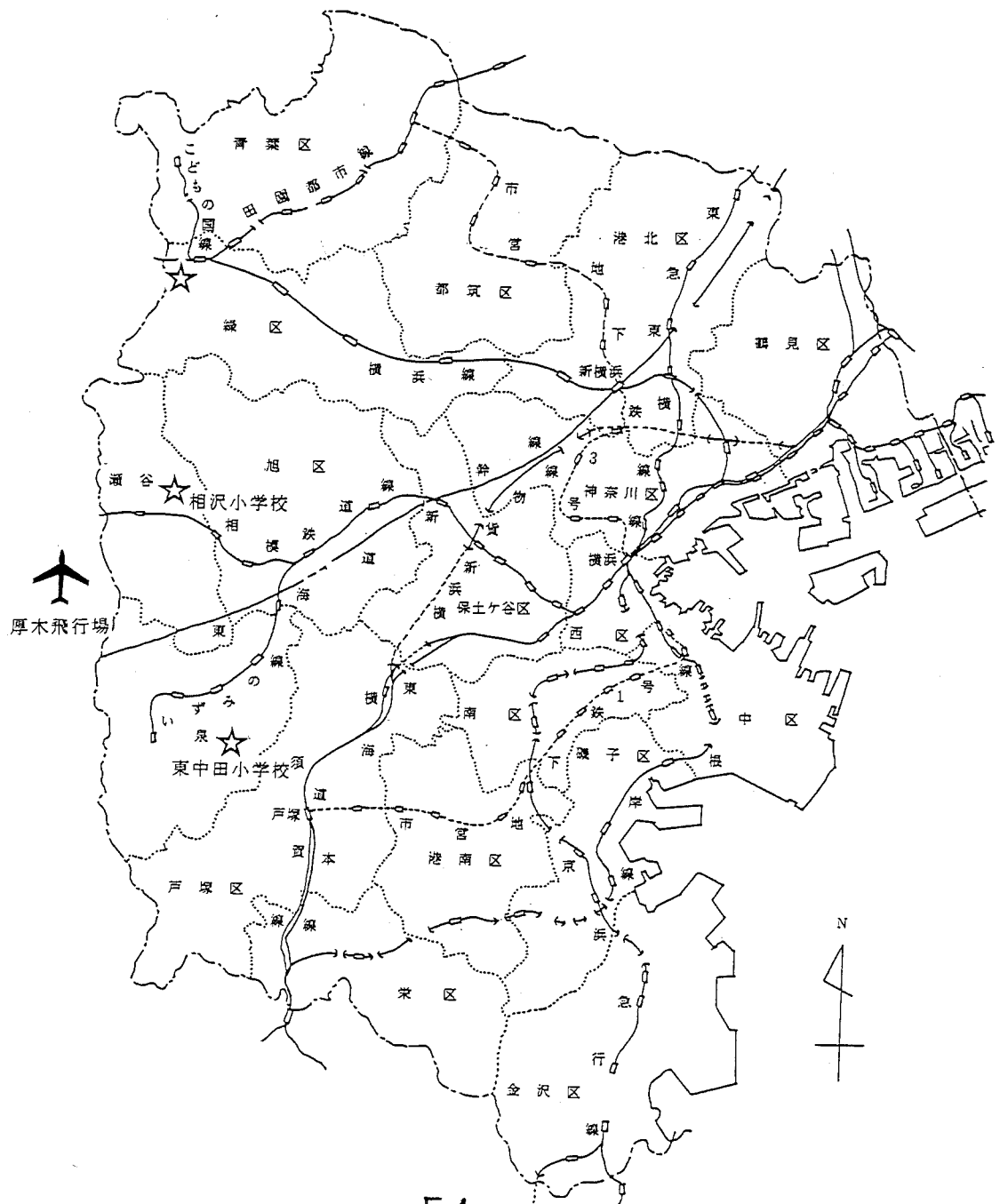
表-7 航空機騒音の年度別測定結果

(単位：加重等価平均感覚騒音レベル)

地点\年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
長津田小学校	59	60	61	61	61	62	61	61	58	60	60
相沢小学校	59	59	61	60	61	61	61	60	61	61	60
東中田小学校	59	59	61	59	58	59	58	58	58	57	57

加重等価平均感覚騒音レベル：夜間における騒音を加重して評価する航空機騒音の評価値
 環境基準：加重等価平均感覚騒音レベル 70 (ただし、市域には設定されていない)

図-1 航空機騒音の測定地点



道路騒音の環境基準，要請限度及び振動の要請限度

1 環境基準 「道路に面する地域」

(Leq：等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下

「幹線交通を担う道路」：国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

2 騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

(Leq：等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 dB	60 dB
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	65 dB

この場合において、騒音に係る環境基準にいう幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

昼間	夜間
75 dB	70 dB

* 地域の類型，区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
B 地域	b 区域	第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

* 時間区分

昼 間	午前 6 時 から 午後 10 時まで
夜 間	午後 10 時 から 午前 6 時まで

《自動車騒音の限度》

騒音規制法（第17条第1項）の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、公安委員会に対し、道路交通法による規制措置（速度制限など）をとるよう要請することができ、また、道路管理者及び関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

3 振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度（昭和51年11月10日 総理府令第58号、振動規制法施行規則、別表第2）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域		65 dB	60 dB
第 2 種 区 域		70 dB	65 dB

* 区域の区分

振動規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	無指定
第 2 種 区 域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

* 時間の区分

昼 間	午前 8 時 から 午後 7 時まで
夜 間	午後 7 時 から 午前 8 時まで

《道路交通振動の限度》

振動規制法（第16条第1項）の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、公安委員会に対し、道路交通法による規制措置（速度制限など）をとるよう要請することができ、また、道路管理者及び関係行政機関の長に対して、自動車振動の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

新幹線鉄道騒音の環境基準値及び振動の指針値

1 騒音の環境基準値

地域の類型	基準値
I	70 dB
II	75 dB

2 地域の類型

地域の類型	都市計画法による用途地域
I	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
II	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

3 振動の指針値

- (1) 70 dBを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。